



第3次 八幡平市  
男女共同参画計画

2026 - 2035

令和8年3月

# 八幡平市市民憲章

(平成 18 年 11 月 3 日制定)

八幡平市は、岩手山・八幡平・安比高原の裾野に広がる大自然にめぐまれた農（みのり）と輝（ひかり）の大地です。わたくしたちは、心を一つにして、お互いの幸せを願い、ここに市民憲章を定めます。

1、わたくしたちは、自然をはぐくみ、景観にすぐれたまちをつくります。

1、わたくしたちは、心身をきたえ、活力にみちたまちをつくります。

1、わたくしたちは、ふれあいを大切に、人情あふれるまちをつくります。

1、わたくしたちは、共に学び働き、暮らしのゆたかなまちをつくります。

1、わたくしたちは、限りない未来に向け、希望にもえるまちをつくります。

## 市の花・鳥・木



花「リンドウ」

リンドウ科の多年草で、青紫色の鐘形の花を咲かせ、八幡平市は品質・生産量とも日本一を誇る。海外への輸出も拡大し、躍進を続ける市を象徴するのにふさわしい花である。



鳥「ヤマドリ」

日本固有のキジ科の留鳥で、まだら模様のある茶褐色の羽毛と筋模様の長い尾のある美しい鳥である。市内全域の山林に生息し、市民に馴染みの深い鳥である。



木「アカマツ」

マツ科の常緑針葉高木で、本県産の代表的樹種である。市内いたるところに生育し、樹齢 120 年を超えるアカマツ天然林もあり、そのたくましさは伸びゆく市にふさわしい木である。

## はじめに

本市ではこれまで、平成 22 年 3 月に「第 1 次男女共同参画計画」（平成 23 年度～平成 27 年度）を、平成 28 年 3 月に「第 2 次男女共同参画計画」（平成 28 年度～令和 7 年度）を策定し、令和 7 年 1 月からは「八幡平市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してまいりました。

この間、少子高齢化の急速な進行や未婚・単独世帯の増加、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会を取り巻く環境は大きく変化しております。

社会を取り巻く環境が目まぐるしく動いていく中で、性別等による格差なく、誰もがあらゆる分野で活躍し、心豊かに暮らせるようにするためには、一人ひとりの人権が尊重され、多様な選択が可能となる社会を実現することが何よりも重要です。

こうした状況に対応するとともに、さまざまな課題や市民意識調査の結果などを踏まえ、「第 3 次八幡平市男女共同参画計画」（令和 8 年度～令和 17 年度）を策定しました。

今後は、本計画に基づき、全ての個人が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、市民、事業者、関係機関等と連携のもと、協働して取り組むことが重要となりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました八幡平市男女共同参画計画策定等委員会の委員をはじめ、関係各位、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さまに、心から厚くお礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

八幡平市長 佐々木 孝弘

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> . . . . .	1
1 計画策定の趣旨 . . . . .	1
2 計画策定の背景 . . . . .	1
(1) 国の動向 . . . . .	1
(2) 県の動向 . . . . .	2
3 計画の位置づけ . . . . .	2
4 計画の期間 . . . . .	2
5 八幡平市の状況 . . . . .	2
(1) 人口減少と少子高齢化の進行 . . . . .	2
(2) 女性の就労状況 . . . . .	3
6 第2次計画の達成状況 . . . . .	4
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> . . . . .	6
1 基本理念 . . . . .	6
2 基本的視点 . . . . .	6
(1) 男女の人権の尊重 . . . . .	6
(2) 男女の参画機会の平等 . . . . .	6
(3) 男女の連携（パートナーシップ）の確立 . . . . .	6
3 基本目標 . . . . .	6
<b>第3章 計画の体系と施策の展開</b> . . . . .	7
1 計画の体系 . . . . .	7
2 施策の展開 . . . . .	7
基本目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識づくり . . . . .	7
施策の方向性（1） 男女共同参画意識の醸成 . . . . .	7
施策の方向性（2） 男女共同参画に係る教育・学習の充実 . . . . .	10
施策の方向性（3） 多様性を認め合う意識の醸成 . . . . .	11
基本目標Ⅱ 暴力の根絶と男女が安心して暮らせる環境づくり . . . . .	12
施策の方向性（1） あらゆる暴力及びハラスメントの根絶 . . . . .	12
施策の方向性（2） 生涯を通じた健康づくりの推進 . . . . .	14
施策の方向性（3） 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 . . . . .	15
施策の方向性（4） 防災等における男女共同参画の推進 . . . . .	16
基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進 . . . . .	17
施策の方向性（1） ワーク・ライフ・バランスの推進 . . . . .	17
施策の方向性（2） 政策・方針決定過程における男女共同参画促進 . . . . .	21

第4章 計画の体系と施策の展開	25
1 計画体制の充実	25
2 進行管理	25

#### 資料編

I 八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査	26
II 八幡平市男女共同参画計画策定等委員会設置要綱	47
III 八幡平市男女共同参画計画策定等委員会 委員名簿	49

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいいます。（男女共同参画社会基本法第2条）

本市では、平成22年（2010年）3月に「第1次八幡平市男女共同参画計画」（平成22年度（2010年度）～平成27年度（2015年度））を、平成28年3月に「第2次八幡平市男女共同参画計画」（平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年度））を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

しかしながら、未だ家庭や職場における性別による役割分担意識や地域の慣習等も残っており、女性の活躍等、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

このような状況の中、現行計画が令和7年度（2025年度）で計画最終年を迎えることから、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を基に、社会情勢の変化に対応した男女共同参画施策を推進していくため、「第3次八幡平市男女共同参画計画」を策定しました。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国の動向

平成11年（1999年）に男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画基本法」が制定され、翌年、同法に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年（2001年）には「DV防止法」が施行され、配偶者からの暴力は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることが明記されました。

平成27年（2015年）に制定された「女性活躍推進法」では、女性の活躍推進に関する国や地方公共団体、事業主の責務などが定められ、平成30年（2018年）には、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革関連法」が成立しました。

令和元年（2019年）には、DV防止法及び児童福祉法の改正により、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、相談機関として児童相談所が法文上明記されるとともに、保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。

令和3年（2021年）には「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得促進のための、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。

令和4年（2022年）には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が成立し、令和6年（2024年）4月に施行されることになりました。この法律は、国や地方公共団体に対して、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を規定しています。

## (2) 県の動向

岩手県では、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、平成12年（2000年）に「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。

平成14年（2002年）10月には、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として岩手県男女共同参画推進条例が制定されました。

令和5年（2023年）7月に県や男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな「いわて男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の実現に向け取り組んでいます。

## 3 計画の位置づけ

◆この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画であり、これまでの「男女共同参画計画」の基本的な考え方をさらに発展させ、新たな課題に対応した本市の進むべき基本指針となるものです。

◆この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「いわて男女共同参画プラン」、「第3次八幡平市総合計画」との整合性を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進していくための計画です。

◆この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく市町村基本計画としても位置づけています。

◆この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく市町村基本計画としても位置づけています。

◆この計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）に基づく市町村基本計画としても位置づけています。

◆この計画は、「第3次八幡平市総合計画前期基本計画」の基本目標である「魅力にあふれ、希望にもえるまちづくり」及び「健やかで、うるおいに満ちたまちづくり」に基づく関連計画となります。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 5 八幡平市の状況

### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、令和元年（2019年6月確定値）には、1億2,625万人となっています。

本市の人口も、合併前の昭和35年の53,805人をピークに昭和55年の34,926人から減少の一途をたどっています。また、平成12年以降は、人口減少が加速的に続いています。

年齢3区分別人口の平成22年と令和2年を比較すると、0歳から14歳までの人口は31.8%の減、15歳から64歳までの人口は27.4%の減、65歳以上の人口は8.8%の増となっており、

特に0歳から14歳までの人口の減少が大きく、65歳以上の人口は頭打ち傾向にあり、令和7年3月末時点の人口は22,949人となっています。

人口の減少は、地域経済をはじめ、地域の社会システムに様々な影響を与えることが指摘されています。特に、生産年齢人口の減少が続く中、女性の労働力への期待が高まっており、経済活性化のためにも女性の活躍が求められています。

また、本市では「八幡平市人口ビジョン」（令和2年3月改訂）により、今後の人口の展望等を示しており、同ビジョンでは、自然減は特に出生数の減少が要因で、社会減は進学や就職などの若年層の転出による影響が大きく、女性はそれに加えて34歳位まで結婚が要因と想定される流出も見られると分析しています。

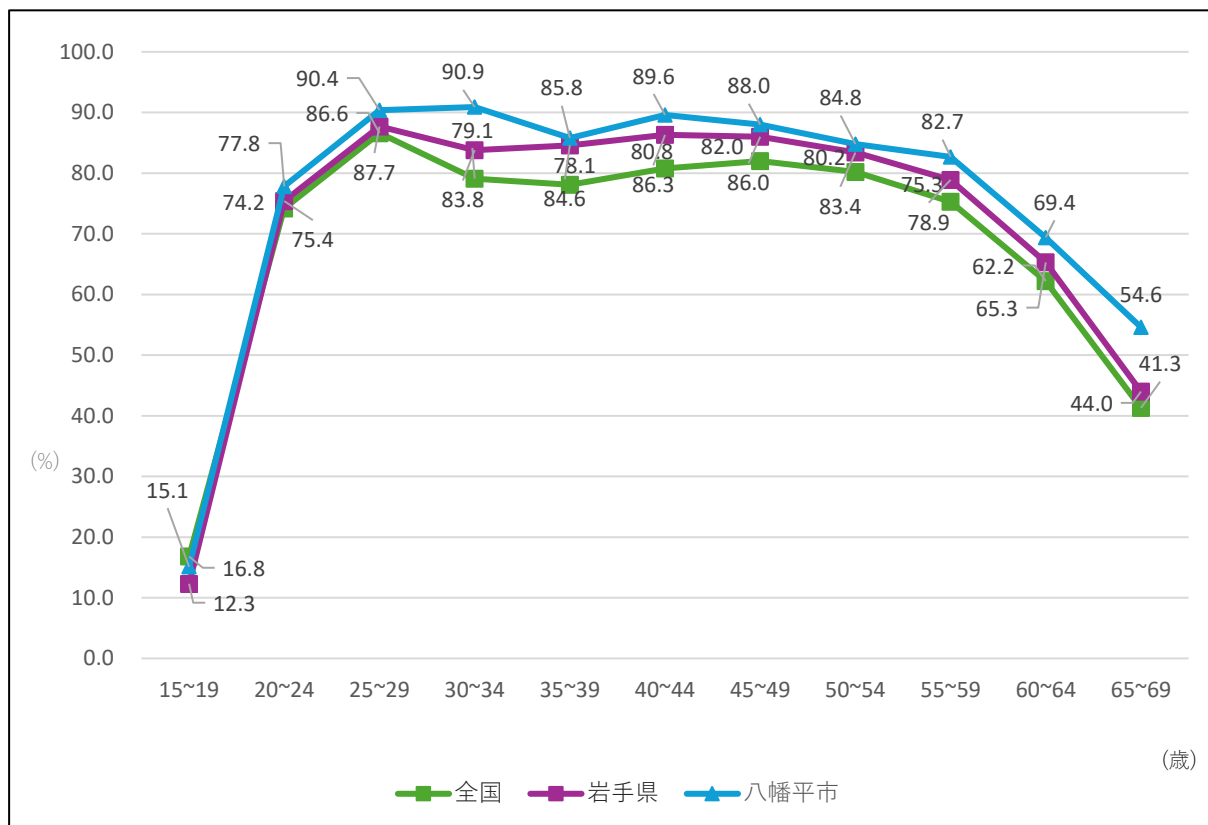
## (2)女性の就労状況

本市において女性の年齢階級別労働力率は、大学や専門学校などを卒業し就業する20歳から24歳で急増し、25歳から29歳でさらに高くなりますが、35歳から39歳で減少しています。

令和2年（2020年）の国勢調査では、本市の女性の35歳から39歳までの労働力率は85.8%となっており、子育てなどが一段落する40歳から44歳で89.6%と再び上昇しています。

全国平均に比べ、本市の労働力率は高い傾向にあります。

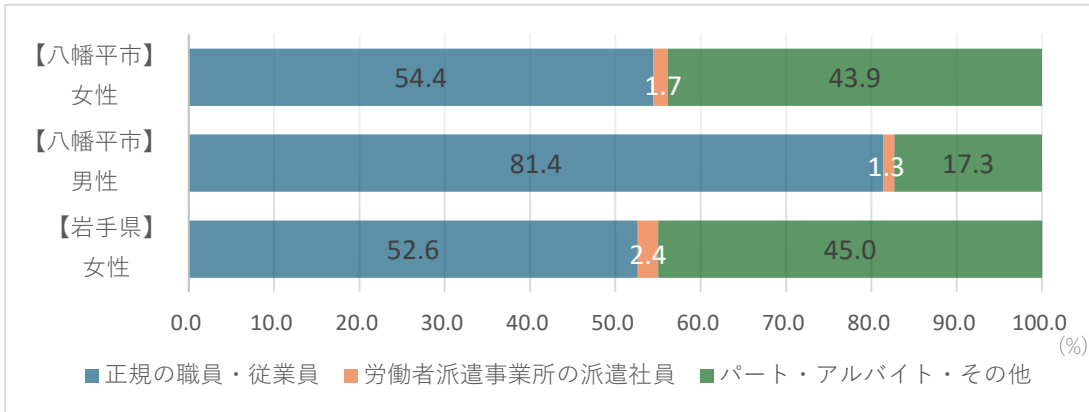
（図1）女性の年齢階級別労働力率（岩手県・八幡平市） ※労働力状態「不詳」の者を除いて算出



資料：令和2年（2020年）総務省「国勢調査」

本市の働く女性の正規雇用率は54.4%で、岩手県の52.6%に比べて1.8ポイント高くなっており、本市の男性の正規雇用率の81.4%と比較すると大きな差があります（図2参照）。

(図2) 正規・非正規雇用の割合



資料：令和2年（2020年）総務省「国勢調査」

## 6 第2次計画の達成状況

第2次計画の策定後、本市では計画に基づいた様々な施策や取組を実施し、男女共同参画の推進を図ってきましたが、他方で、十分な成果を上げることができていない取組もあります。

第2次計画で設定した目標値の達成状況は下表のとおりです。

指標	プラン策定時 H27	現状値 R6	目標値 R7	担当課等
<b>基本目標Ⅰ 男女ひとりひとりがお互いを尊重する意識づくり</b>				
男女共同参画社会の実現への関心度	50.2%	R7:46.7%	70.0%	R7年度調査 文化スポーツ課
八幡平市男女共同参画フォーラム参加者の累積数	364人	R1:615人	1,400人	文化スポーツ課
「男女の性別にとらわれず、個性にあった育て方をする」の「そう思う」と回答した人の割合	51.8%	R7:62.5%	60.0%	R7年度調査 文化スポーツ課
事業所向け研修会の年間開催数	0回	0回	2回	文化スポーツ課
<b>基本目標Ⅱ 男女間における暴力の根絶</b>				
ドメスティック・バイオレンス（DV）という用語の認知度	73.3%	R3:81.3%	90.0%	健康子ども課
窓口相談（又はホットライン）の認知度	50.7%	R3:63.1%	65.0%	健康子ども課
婦人相談員の認知度	17.3%	R3:22.9%	40.0%	健康子ども課
<b>基本目標Ⅲ 男女ひとりひとりが安心して暮らせる社会の支援</b>				
市民健康講座への男性参加割合	18.0%	14.0%	20.0%	健康子ども課
乳がん検診受診率	32.4%	32.0%	50.0%	健康子ども課
子宮頸がん検診受診率	31.1%	28.0%	50.3%	健康子ども課
パパママ教室への父親の参加累積数	52人	157人	129人	健康子ども課
保育施設待機者数	6人	0人	0人	健康子ども課
世代間交流講座の年間開催数	18回	22回	24回	まちづくり推進課
要支援・要介護認定率	20.1%	19.0%	24.7%	地域福祉課

地域生活支援事業の年間利用者数	264人	254人	280人	地域福祉課
父子・母子家庭の未就業率	7.4%	8.7%	0%	健康こども課
防災会議女性委員数	1人	3人	9人	防災安全課
女性消防団員数	30人	35人	40人	防災安全課
<b>基本目標Ⅳ 男女ひとりひとりが支え合い充実した家庭生活と社会生活</b>				
一般家事（食事の準備・片付け、掃除、洗濯）の「主として妻」と回答した人の平均の割合	68.3%	R7:63.1%	60.0%	R7年度調査 文化スポーツ課
家事参加促進研修会（男の料理教室など）の年間開催数	1回	0回	12回	まちづくり推進課 健康こども課
ワーク・ライフ・バランスの認知度	16.1%	R2:25.3%	30.0%	R2年度調査 文化スポーツ課
家族経営協定締結農家の累積数	101件	134件	160件	農業委員会
<b>基本目標Ⅴ 男女ひとりひとりが個性と能力を発揮できる協働参画のまちづくり</b>				
審議会などの女性委員の比率	16.6%	R7:27.8%	30.0%	R7年度調査 文化スポーツ課
女性団体交流機会の年間開催数	0回	0回	1回	文化スポーツ課
町内会・自治会などの地域活動に参加している女性の割合	23.9%	R7:6.0%	40.0%	R7年度調査 文化スポーツ課
男女共同参画サポーターの累積数	23人	R7:34人	35人	文化スポーツ課

※ 現状値の欄でR6以外の数値は、数値の前に計測年を表示

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 男女ひとりひとりが互いを尊重し、支えあい、ともに輝くまち

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」等を基本理念として掲げています。

本計画は、「男女の人権の尊重」「男女の参画機会の平等」「男女の連携（パートナーシップ）の確立」の3つを基本的視点とし、『男女ひとりひとりが互いを尊重し、支えあい、ともに輝くまち』をこの計画の基本理念として掲げます。

### 2 基本的視点

#### (1)男女の人権の尊重

男女共同参画社会は、基本的人権の尊重と男女平等の実現を前提としています。しかし、私たちの周りには、歴史・文化的につくられた性差（ジェンダー）による固定的な性別役割分担意識が未だに存在し、個人の生き方の幅を狭めていることが指摘されています。性別にとらわれることなく、全ての人が、自分らしく生きるための権利を尊重する必要があります。

#### (2)男女の参画機会の平等

男女共同参画社会を実現するためには、誰もが自らの意識と能力を高め、それぞれを取り巻く課題に気づき、問題を解決する力を身につけていくことが重要です。そのうえで、政策方針決定過程への参画等を促進し、政治的・経済的・文化的なあらゆる分野での男女の参画機会の平等を実現していく必要があります。

#### (3)男女の連携（パートナーシップ）の確立

連携（パートナーシップ）とは対等な協力関係を言います。男女間だけでなく、高齢者と若者、住民と行政等様々な立場で連携していくことによって、個人の自己実現とより成熟した地域社会の形成が可能となり、それが男女共同参画社会の実現に結びつきます。行政・家庭・地域・学校・職場等のあらゆる分野における連携の確立に向けて、すべての市民がその実現に努力していく必要があります。

### 3 基本目標

本計画は、男女共同参画社会の実現に向け、次の3つの基本目標を設定し取り組んでいきます。

- I 男女共同参画の視点に立った意識づくり
- II 暴力の根絶と男女が安心して暮らせる環境づくり
- III あらゆる分野における男女共同参画の推進

## 第3章 計画の体系と施策の展開

### 1 計画の体系

計画の基本目標を達成するため、次のような体系により施策を展開します。

基本目標	施策の方向性	具体的な施策
<b>基本目標Ⅰ</b> 男女共同参画の視点に 立った意識づくり	(1) 男女共同参画意識の醸成	①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 ②男女共同参画に関する連携・情報収集・提供
	(2) 男女共同参画に係る教育・学習の充実	①学校教育などにおける男女共同参画視点の教育・学習の推進
	(3) 多様性を認め合う意識の醸成	①性的マイノリティ（LGBTQ）に対する理解促進
<b>基本目標Ⅱ</b> 暴力の根絶と男女が安心して暮らせる環境づくり	(1) あらゆる暴力及びハラスメントの拒絶	①暴力根絶のための意識啓発 ②被害者相談体制の整備充実
	(2) 生涯を通じた健康づくりの推進	①妊娠・出産期における健康支援 ②リプロダクティブ・ヘルス ライツ（性と生殖に関する健康と権利）啓発
	(3) 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	①貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人、ひとり親家庭に対する支援
	(4) 防災等における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
<b>基本目標Ⅲ</b> あらゆる分野における 男女共同参画の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進	①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 ②子育て・介護への支援 ③男性の家事・育児・介護への参画促進
	(2) 政策・方針決定過程における男女共同参画促進	①政策・方針決定過程における男女共同参画促進

### 2 施策の展開

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識づくり

##### 施策の方向性(1) 男女共同参画意識の醸成

#### □ 現状と課題

社会制度や慣習は、目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、男女の自由な活動の選択を阻害し、男女間で不平等な取扱いをもたらしている場合があります。

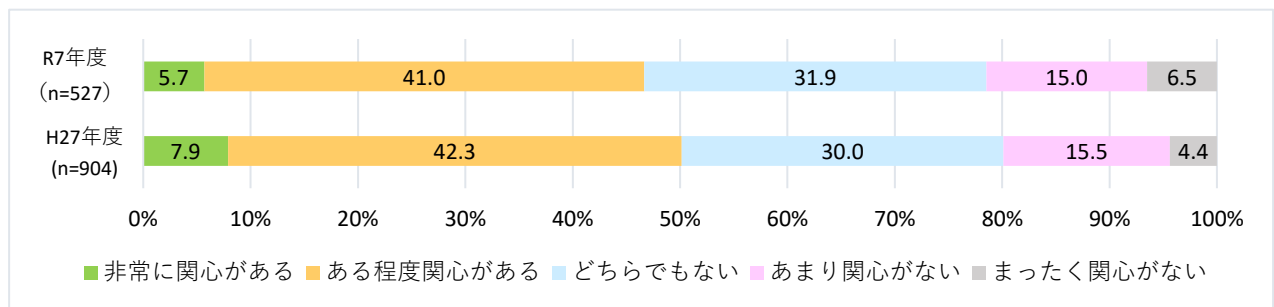
男女共同参画社会基本法が制定されて20年以上が経過しましたが、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解されてきたとは言えず、性別に基づく固定的な性別役割分担意識、差別や偏見が今もなお残っています。

令和7年度（2025年度）の「八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」）結果によると、「男女共同参画社会の実現に関心がある。」と答えた人の割合は46.7%と、前回の調査から3.5ポイント低下し、第2次計画の目標値の70%を達成できていません（図3参照）。

「男性が優遇されている（「やや男性の方が優遇されている」を含む）と思う場面は「社会的習慣・しきたり」が66.9%と最も多く、次いで「政治等の意思決定の場」が63.8%、「就職・仕事内容」が56.8%となっています（図4参照）。

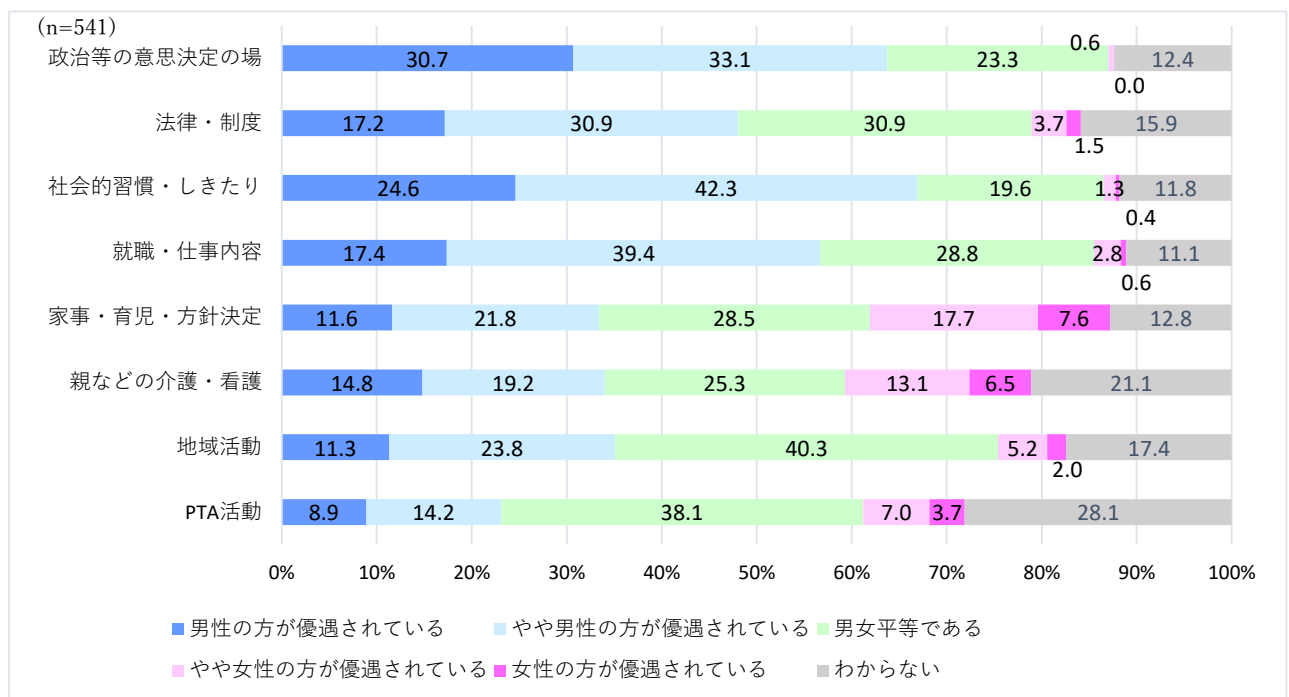
また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」（「どちらかといえば賛成」を含む）と答えた人の割合は23.0%と、前回の調査から11.4ポイント低下し、「反対」（「どちらかといえば反対」を含む）と答えた人の割合は56.3%と、前回の調査から0.6ポイント上昇しました（図5参照）。しかしながら、依然として「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに「賛成」と思う市民が2割以上いることなどをみると、更なる意識啓発を推進し、無意識の思い込み解消に向けた取組が必要です。全ての人々が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、あらゆる人々に対する男女共同参画への意識改革を推進していくことが求められています。

（図3）男女共同参画社会の実現への関心について



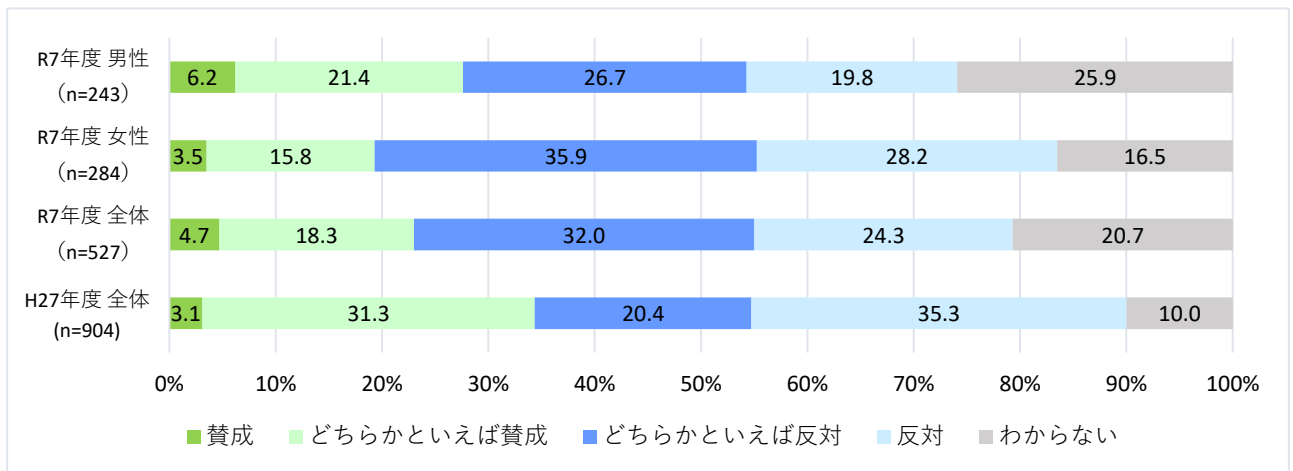
資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

（図4）各分野における男女の地位



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

(図5) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

### ① 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

職場や家庭、地域などにおける制度や慣行について、男女共同参画の視点に立って見直し、その解消に向けて継続的な広報・啓発に努めます。

毎年6月の「いわて男女共同参画推進月間」に開催される「いわて男女共同参画オンラインセミナー」に合わせ市民が広く男女共同参画についての関心、理解を深めることを目的とし、オンラインセミナー上映会を開催することでPRを行います。また、出前講座の実施や生涯学習イベントと合わせセミナーなどを開催し、男女共同参画についての意識改革を推進します。

### □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶いわて男女共同参画オンラインセミナー上映会の開催	文化スポーツ課
▶男女共同参画に関するセミナーや研修の開催	文化スポーツ課
▶市職員の男女共同参画に関する意識形成のため、ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止等の研修の開催 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">新規</span>	総務課
▶事業者、労働者への男女共同参画の啓発のため、事業者向け研修会の斡旋、開催	文化スポーツ課

### ② 男女共同参画に関する連携・情報収集・提供

男女共同参画への意識づくりを推進するためには、多くの人々がさまざまな情報を共有することが必要です。男女共同参画に関する調査研究を進め、いろいろなメディアを有効に活用して双方向の情報収集・発信を行い、誰もが理解を深めることができるような形で情報収集に努めます。

本計画の効果を測定することを目的に、男女共同参画に関する市民アンケート調査を実施し、指標の数値として活用するとともに、次期計画策定時にその結果を反映します。

## □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶広報紙、ホームページ、SNSなど多様な媒体を通じて男女共同参画に関する情報の発信	文化スポーツ課
▶国や県と連携するとともに、国や県が開催する講座・研修を活用した事業の推進	文化スポーツ課
▶市民の男女共同参画に関する意識調査の実施（現状把握及び計画の効果検証）	文化スポーツ課
▶国県等から通知される男女共同参画に関する各種情報の提供	文化スポーツ課

## 施策の方向性(2) 男女共同参画に係る教育・学習の充実

### □ 現状と課題

男女の性別によって役割を固定化する性別役割分担意識やそれに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっています。

男女共同参画を推進していく上で、次代を担う子どもの性別による固定的な役割分担意識の解消やジェンダー平等に関する意識を育むことは重要な課題であり、固定的な性別役割分担意識に基づく無意識の思い込みを押し付けないよう、考え方を見直していく必要があります。こうした意識の解消のためには、教育の果たす役割が極めて重要であることから、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、男女共同参画に関する教育・学習の充実に向けた取組が必要です。

### ① 学校教育などにおける男女共同参画視点の教育・学習の推進

学校教育や就学前教育の場において、男女の平等や男女相互の理解と協力の大切さなどについての指導を行います。教育関係者に対する研修の充実や男女共同参画の視点に立った学校運営など、教育全体を通じて男女共同参画に関する理解の促進に努めます。

また、幼少期から男女共同参画の視点に立った家庭教育が行われるよう、保護者に対する学習の機会と情報の提供に努めます。

## □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶保育・教育の場における男女共同参画視点に立った教育の推進 ▶家庭環境に十分に配慮しながら道徳や学校行事の中で意識の高揚を図る	健康こども課 教育指導課
▶人権意識の啓発に関する教育の推進	市民課
▶学校等における思春期の性教育と生命に関する教育の実施	教育総務課
▶男女の区別なく職業選択が可能であることなどの多様な選択についての指導を行う	教育指導課
▶保育士や教職員等を対象に、人権教育の一環として研修等を継続的に 行い、職員の人権意識の向上を図る	健康こども課 教育指導課

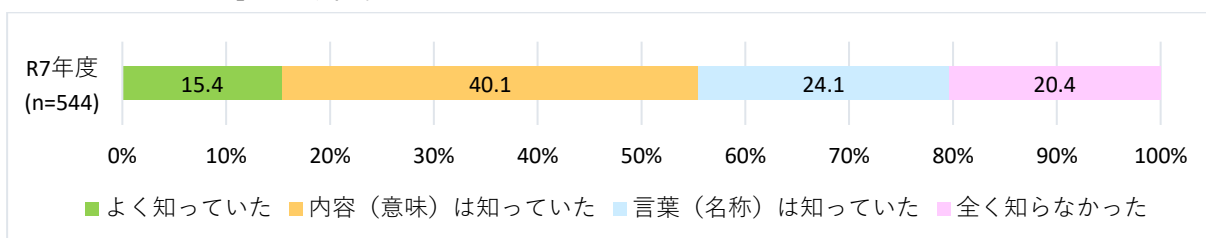
□ 現状と課題

性的なマイノリティに関する認知度は少しずつ広がっていますが、多様な性のあり方に対する理解が十分でないため、ありのままで生きることが困難な状況におかれている人々がい

ます。  
性のあり方の多様性を理解し、認め合い、一人ひとりがお互いの個性や多様性を尊重しながら、共に生きる地域社会の実現を図る必要があります。

本市では令和7年1月に、性的少数者の方が少しでも安心して生活できるよう、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しましたが、市民意識調査結果によると導入したことを知らなかった人の割合は約8割を超え、「LGBTQ」の内容（意味）を知らなかった人の割合も44.5%（図6参照）となり、広く理解促進に努めることが必要です。

（図6）「LGBTQ」という言葉の意味について



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

①性的マイノリティ(LGBTQ)に対する理解促進

仕事や学校、医療など、性的マイノリティ当事者が直面する困難は様々であり、広く理解促進に努めます。

□ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶性の多様性に関する理解や偏見・差別のないよう啓発を図り、各種情報を提供する <span style="float: right;">新規</span>	文化スポーツ課
▶パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知促進 <span style="float: right;">新規</span>	文化スポーツ課

□（基本目標Ⅰ）計画推進の指標

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和17年度)
男女共同参画社会の実現への関心度	46.7%	70.0%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と思う市民の割合 <span style="float: right;">新規</span>	23.0%	15%未満

□ 現状と課題

配偶者や恋人などからの暴力（DV）、性犯罪等のジェンダーに基づくあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

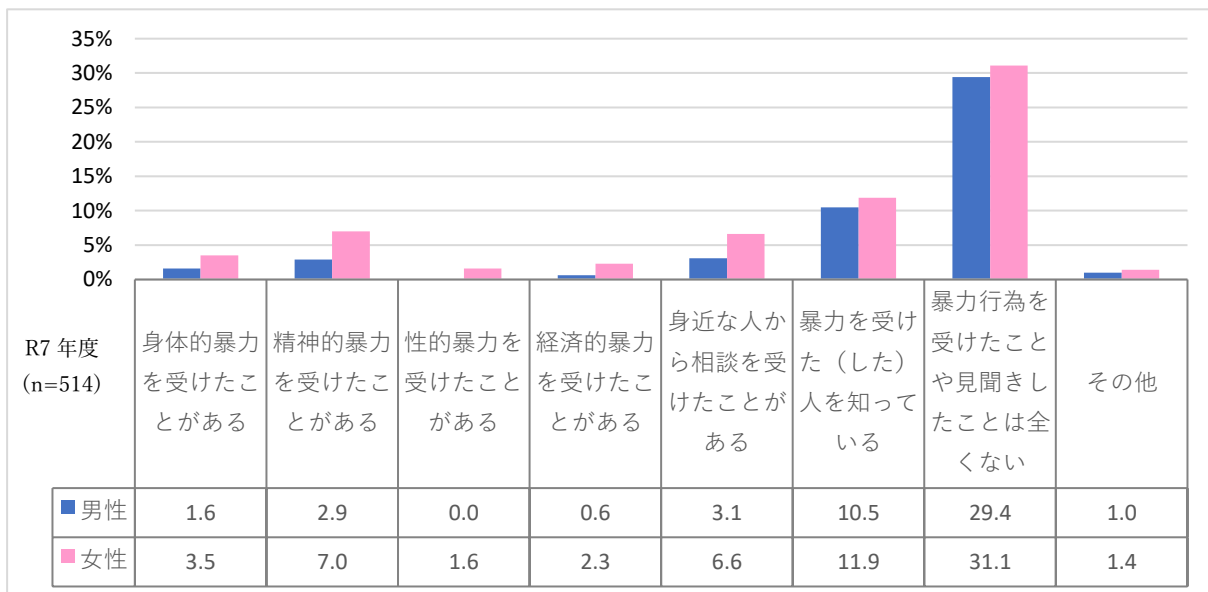
被害者が女性か男性にかかわらず、精神的暴力も含めたあらゆる暴力が人権侵害になるという意識啓発が重要であり、防止に向けた取組を進める必要があります。また、各種支援の充実にあたっては、関係機関と密接に連携していく必要があります。

市民意識調査結果では、「暴力行為を受けたことや見聞きしたことが全くない」と答えた人の割合は5割を超えています。また、「何らかの暴力を受けたことがある」と答えた人の割合は、2割近い結果となり、そのうち「精神的暴力」が最も多く、男性が2.9%、女性が7.0%となっています（図7参照）。

配偶者や恋人から暴力を受けた経験のある人のうち65.1%の人が「相談しなかった」と回答し（図8参照）、最も多い理由として51.2%の人が「相談しても解決すると思わなかったから」と回答しています（図9参照）。

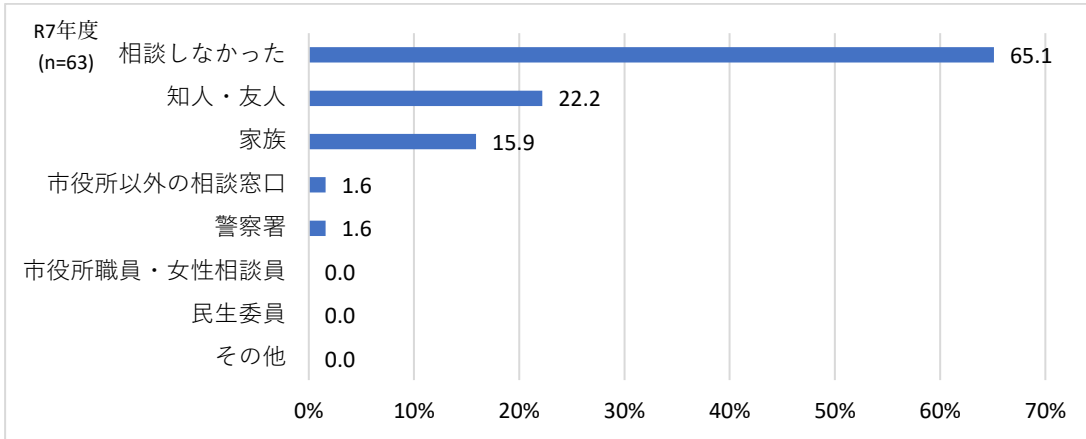
広報紙、ホームページをはじめ、様々な媒体等を通じて暴力に対する意識啓発を行うとともに、被害に遭ってしまった場合に、女性だけでなく、男性も含め全ての人が気軽に相談できる体制の整備が必要です。

（図7）ドメスティック・バイオレンス（DV）について（複数回答）



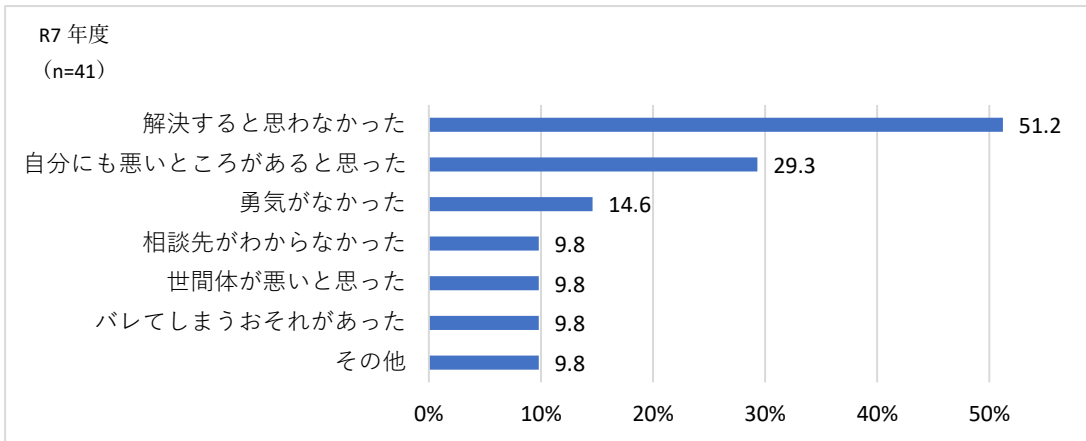
資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

(図8) 相談したかについて (複数回答)



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

(図9) 相談しなかった理由について (複数回答)



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

### ① 暴力根絶のための意識啓発

「暴力を断じて許さない」という社会模範の醸成を図るため、配偶者等からの暴力や高齢者・障がい者・児童などへの虐待防止について、啓発をこれまで以上に推進します。また、配偶者からの暴力等の被害者が早期に相談できるよう、相談窓口を広く周知します。

#### □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶暴力（DV、ハラスメント等）根絶のため、広報紙等を通じて広報、啓発を推進する	地域福祉課 健康こども課
▶暴力（DV、ハラスメント等）被害者にも加害者にもならないための自覚や意識を育むため、出前講座等の啓発講座を開催する	地域福祉課 健康こども課
▶暴力根絶に向けた広報・啓発の一環として、保育所、幼稚園、学校等を通じて保護者等へのパンフレット配布などによる情報提供を行う	健康こども課

## ② 被害者相談体制の整備充実

多様化・複雑化した相談内容の増加に対応し、相談したいときに相談できるように、相談・支援体制の充実を図ります。

警察や県の配偶者暴力相談支援センターなどの各種相談機関との連絡調整を緊密に行い、被害者に寄り添った支援を図ります。

### □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶DVに関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携を図り、被害者の支援を行う	健康こども課
▶専門の相談員による相談・支援体制の充実を図る	健康こども課
▶相談窓口等の情報提供、周知を図る	健康こども課

## 施策の方向性(2) 生涯を通じた健康づくりの推進

### □ 現状と課題

すべての人が生涯を通じて健康で豊かな暮らしを送るためには、ライフステージに応じた健康維持、増進の取組が必要です。

男女共同参画社会にとって、だれもが互いの身体的特性を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生活することは非常に重要なことです。とりわけ、女性は思春期、妊娠・出産期、成人・高齢期といったライフステージごとに心身の状況が大きく変化するため、こうした女性特有の特徴を踏まえたうえで、自身の主体的生き方を尊重する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った健康支援を行っていきます。

男女ともに、乳幼児・小児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等生涯を通じてそれぞれが健康上の問題に直面することについて、互いに理解し配慮する必要があります。

### ① 妊娠・出産期における健康支援

産前・産後の切れ目ない支援を実施するため、保健師等による面接や継続的なフォローの実施に努めます。

### □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶妊娠・出産における健康の支援	健康こども課

### ② リプロダクティブ・ヘルス ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の啓発

女性が自らの心と身体の健康管理ができるように、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念について十分な理解と、人権を尊重しつつ、女性の健康の保持や性と生殖に関する健康・権利等に配慮される環境づくりに努めます。

## □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶リプロダクティブ・ヘルス ライツ（性と生殖に関する健康と権利）等の正しい知識の普及・啓発	教育総務課
▶女性の健康上の特性に対する情報や相談体制の整備	健康こども課

## 施策の方向性(3) 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

### □ 現状と課題

本市の雇用者の就業上の地位における「正規の職員・従業員」の割合は、男性が81.4%、女性が54.4%と、女性の半数近くが派遣社員やパート・アルバイト等に従事しており、女性の正規雇用労働者の割合は男性を大きく下回っています（図2参照）。

家族形態や就労形態の多様化が進む中、ひとり親家庭や障がい者、高齢者などは、厳しい雇用環境や生活環境に置かれやすい状況があります。

困難な問題を抱える人の人権が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況に応じた最適な支援を受けられることにより、福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための支援など環境の整備が必要です。

また、困難な問題を抱える女性に対しては、行政機関と関係機関が補完し合いながら協働していくことが重要です。

女性の抱える問題が多様化、複雑化していることを踏まえ、当事者が抱える問題に対して、早期に必要な相談をすることができ、支援を受けられる体制整備が求められます。

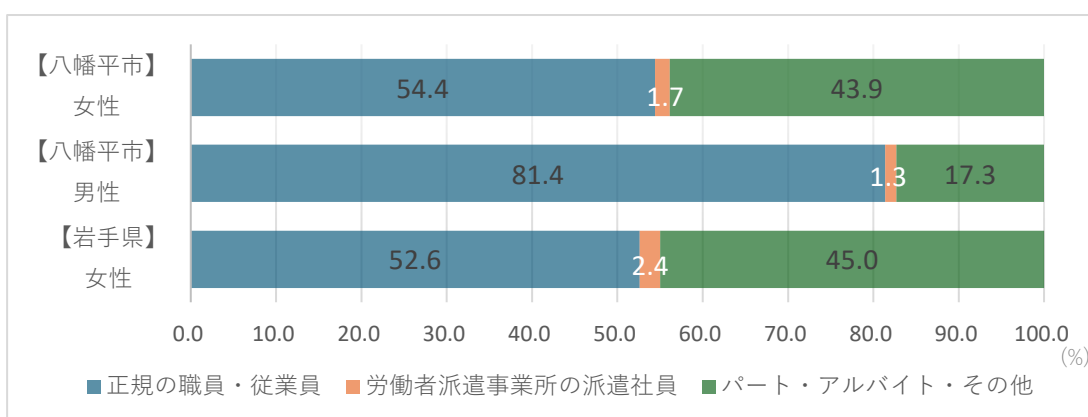
### ① 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人、ひとり親家庭に対する支援

高齢者などが困難な状況に置かれている場合には、可能な限り早期に相談機関につながり、迅速に実態把握を行い、安心して生活できるよう環境を整える支援を行います。

ひとり親家庭などにおいて子育てをしている母親や父親に対して、日常生活支援や就職支援に関する相談対応を行い、相談者の不安や負担を軽減し、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

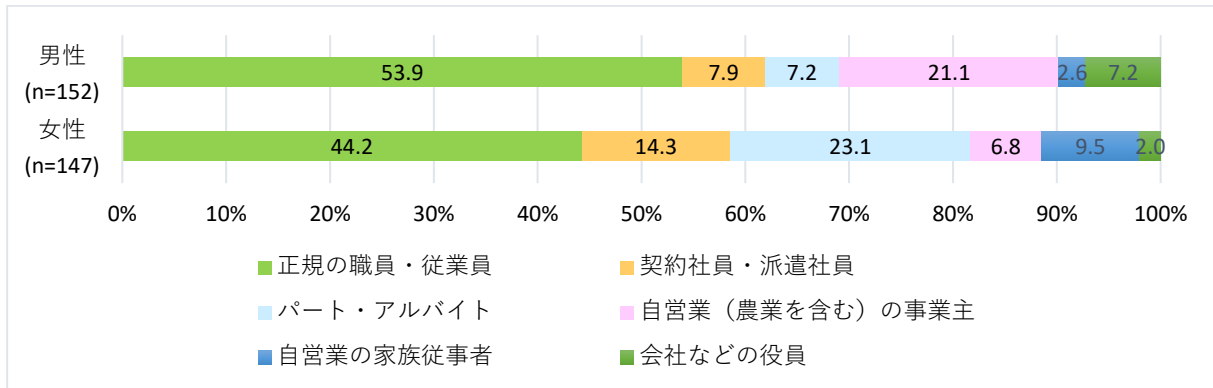
経済的に困窮している状況の中で子育てをしている人々に対して、行政、関係団体、地域社会が連携して自立支援を行います。

（図2 再掲）正規・非正規雇用の割合



資料：令和2年（2020年）総務省「国勢調査」

(図 10) 就業上の就業形態について



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

## □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶高齢者等の見守りに係る連携体制の構築・強化 <span style="float: right;">新規</span>	地域福祉課
▶介護予防事業の実施	地域福祉課
▶各種相談・情報提供の充実（高齢者・障がい者・ひとり親家庭・困難な問題を抱えた女性 等）	地域福祉課 健康こども課
▶障がい者、ひとり親家庭への医療費助成、福祉資金の貸付制度等による経済的支援	市民課 地域福祉課

## 施策の方向性(4) 防災等における男女共同参画の推進

### □ 現状と課題

大規模災害は、全ての人の生活を脅かしますが、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した男女共同参画の視点からの災害対応が、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必要です。

地域防災力を高めるためには、平時より防災活動を推進するため女性リーダーの育成と、地域における個々の役割分担を明確にし、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策が求められています。

#### ① 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害時の支援における男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点からの災害対策を進めます。

### □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶訓練や研修会等に一人でも多く女性の参画を求め、女性防災リーダーの育成を行う <span style="float: right;">新規</span>	防災安全課
▶地域防災計画において、男女共同参画の視点を取り入れた計画策定を行う <span style="float: right;">新規</span>	防災安全課

## □ 《基本目標Ⅱ》 計画推進の指標

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和17年度)
配偶者や恋人から何らかの暴力を受けたが、誰にも相談しなかった人の割合 <span style="float: right;">新規</span>	65.1%	30%未満
女性防災士資格取得者 <span style="float: right;">新規</span>	1人	3人

※指標 「女性防災士資格取得者」については、市が岩手県防災士養成研修講座受講者に補助した者のうち、日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し、合格した者。

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 施策の方向性(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

#### □ 現状と課題

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の理想は「仕事」と「家庭生活」や「地域・個人の生活」を両立することですが、現実には「仕事」優先になっているのが現状です。理想に近づくためには、だれもが能力を十分発揮しながら多様で柔軟な働き方ができることが重要です。

職場環境の改善を促進するために市内事業所への情報提供や市民へのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発が望まれます。

市民意識調査では、女性が仕事を持つことについて、「仕事は持ち続けた方がよい」と答えた人の割合は61.9%と、前回調査から14.2ポイント上昇し、「結婚や出産を契機に退職しても、育児等が終わったら再就職した方がよい」と答えた人の割合は27.6%と、前回調査から11.4ポイント減少しました（図11参照）。これは、退職しないで同じ職場に在籍し、育児休業を取得して仕事を続けることが望ましいという考えが表れているものと思われます。

10代から40代までの「育児休業の取得したことがある、または、取得中・取得予定である」と答えた人の割合は、男性は5.3%、女性は23.4%と、性別で大きな差があります。（図12参照）。ただこの結果は、育児休業の権利保有者のうち、実際にその権利を行使した割合ではなく、権利の有無にかかわらず回答者全体のうち、育児休業を取得した割合を示すものです。厚生労働省の調査によれば、2023（令和5）年度の全国の育児休業（育休）取得率は女性が84.1%、男性が30.1%となっています。2022（令和4）年10月から産後パパ育休（出生時育児休業）が施行され、男性の取得率は2022（令和4）年度より13.0ポイント上昇しましたが、女性に比べると依然低い割合となっています。なお、2023（令和5）年度の岩手県休暇制度等利用実態調査によれば、2022（令和4）年度の岩手県の育児休業（育休）取得率は女性が93.1%、男性が35.1%となっています。八幡平市における数値は公表されていませんが、今後も、性別に基づく固定概念を払拭するための啓発等を通じて、育児休業を取得しやすい職場環境づくりが必要です。

全年代の回答者のうち、「介護休業を取得したことがある、または、取得中・取得予定である」と答えた人の割合についても男性は1.7%、女性は男性より0.8ポイント高いものの2.5%で（図13参照）、取得したことがない割合は男性、女性に大きな差はみられませんでした。ただこの結果は、上記の育児休業と同様に、介護休業の権利保有者のうち、実際にその権利を行使した割合ではなく、権利の有無にかかわらず回答者全体のうち、介護休業を取得した割合を示すものです。2023（令和5）年度の岩手県休暇制度等利用実態調査によれば、2022（令和4）年度の岩手県の介護休業取得率は女性が44.8%、男性が25.0%となっています。

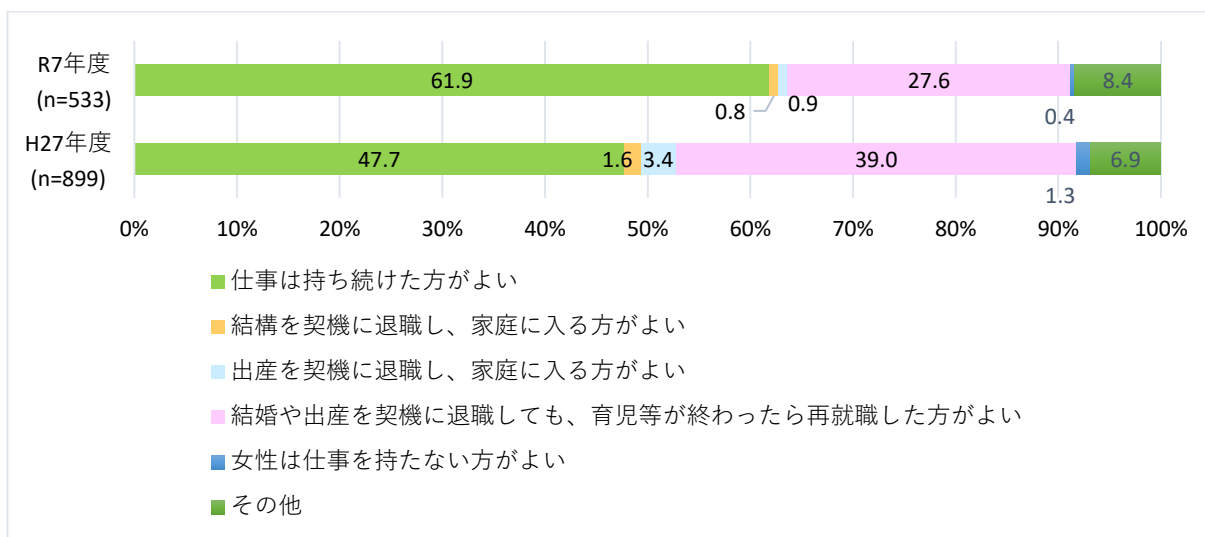
「仕事と家庭の両立をしていくために、どのような条件が必要だと思いますか。」との問いについては、「働き続けることや家事・育児を行うことに対し、職場や周囲の理解・協力があ

ること」が72.8%と最も高く、次いで「育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」が53.4%という結果になりました（図14参照）。

「家庭生活の中での子育てについて、どのように考えますか。」との問いについて、「女性が主に担当し男性は少し手伝う程度がよい」と答えた人は前回調査では23%だったのに対し、令和7年度調査では12.5%と10.5ポイント減少し、男女共同参画の意識が向上した結果となりました（図15参照）。

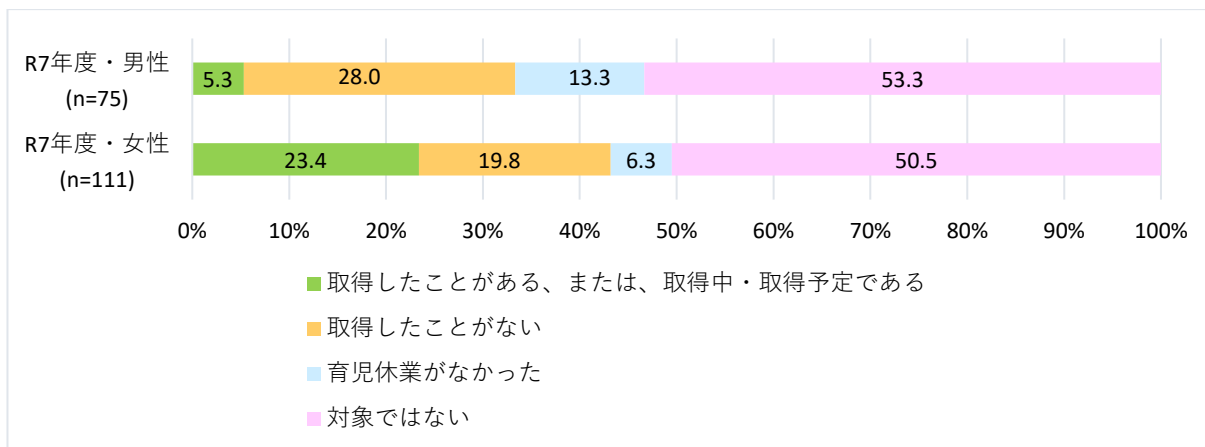
これまでは育児休業取得率についても男女間で大きな格差があり、令和4（2022）年から施行された改正育児・介護休業法では、男性の育児休業取得を促進する環境整備や制度が位置づけられました。持続可能な社会の枠組みを構築するためには、性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスを充実することが必要であり、社会全体でもその重要性について共通の認識を有することが大切です。

（図11）女性が仕事を持つことについて



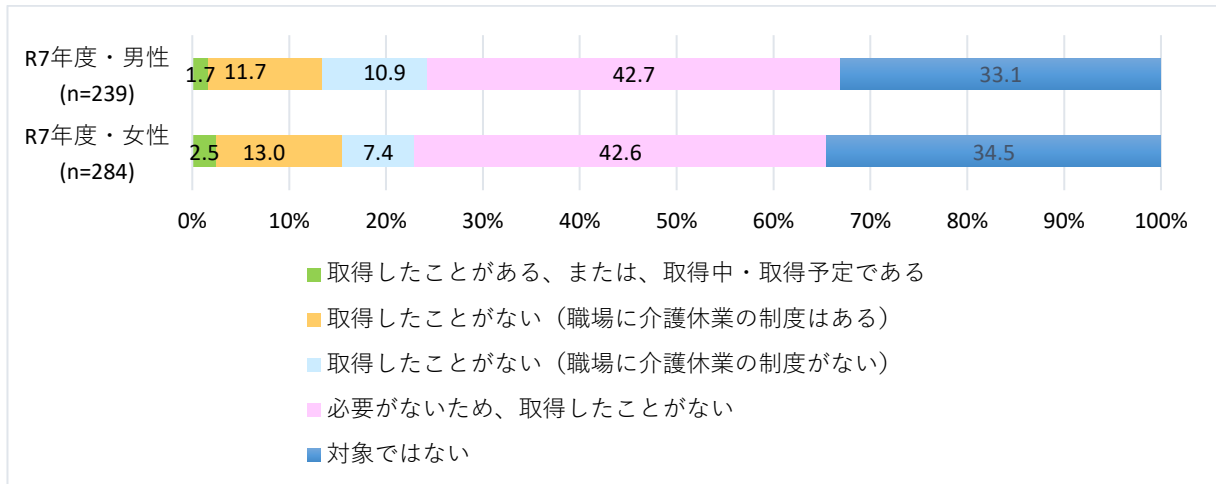
資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

（図12）育児休業の取得について（10代～40代）【権利非保有者を含む】



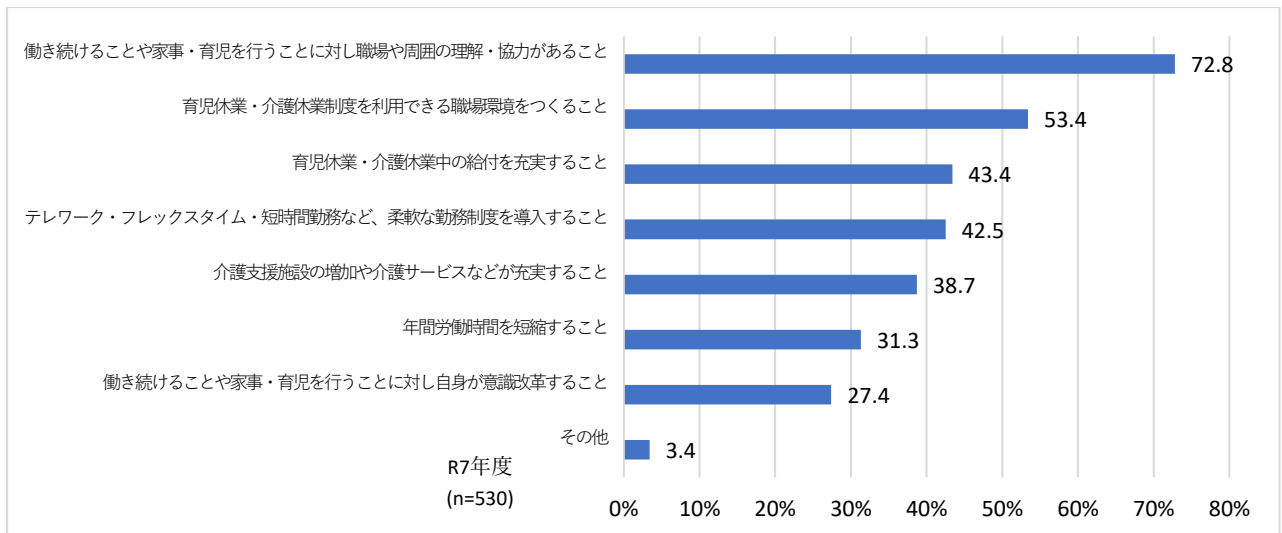
資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

(図 13) 介護休業の取得について (全年代)



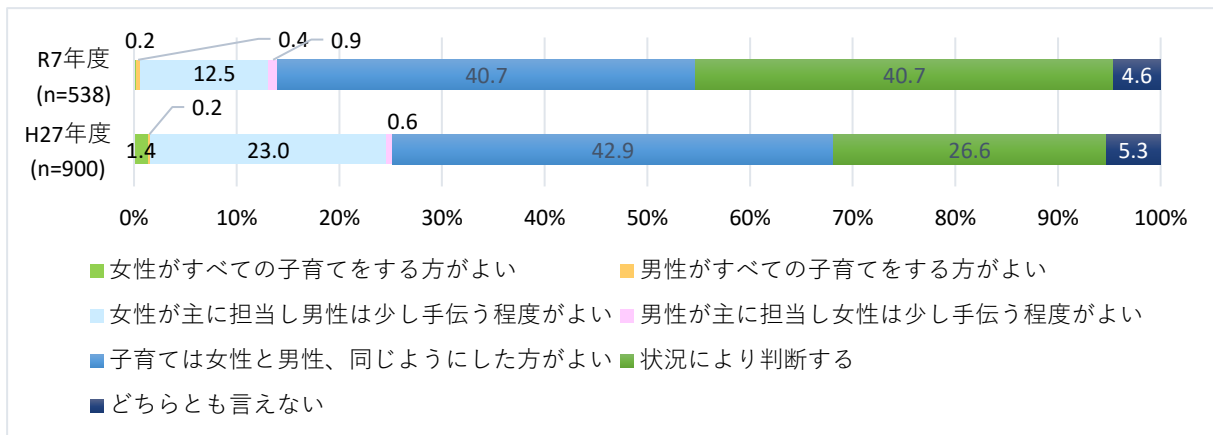
資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査 (令和7年8月実施)

(図 14) 仕事と家庭の両立をしていくための必要な条件について (複数回答)



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査 (令和7年8月実施)

(図 15) 家庭生活の中での子育てについて



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査 (令和7年8月実施)

## ① ワーク・ライフ・バランスの普及促進

女性があらゆる分野において能力を発揮し活躍するためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事・家庭生活・地域活動の調和）の推進と意識づくりが必要です。

ワーク・ライフ・バランスを図るための広報・啓発を行い、多様な働き方や生き方の選択、職場全体で業務の効率化を推進することなどを通じて、豊かな生活を営めるよう働きかけを行います。また、男性の家事・育児・介護への参画を促進する啓発を行うとともに育児休業・介護休業制度の普及に努めます。

### □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶事業所に向けた啓発活動として、仕事と家庭・個人の生活を両立するため情報提供を通じて企業へ働きかける	商工観光課
▶業務の見直しや職員の意識改革により市職員の長時間労働の抑制を図り、仕事と家庭生活の両立を促進する <span style="float: right;">新規</span>	総務課

## ② 子育て・介護への支援

仕事と育児・介護との調和が図られるよう育児・介護休業法の周知と制度利用促進を図る啓発に努めます。

育児に悩みを抱える子育て家庭や、妊娠から出産、子育て期の親子の健康や子どもの発育・発達に関する相談など、安心して出産・育児できるよう支援を行う環境の整備・充実を図ります。また、本市では、「第3期八幡平市子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）を策定し、子育てなどに関する各種施策について推進します。

介護や認知症等についての相談に対応し、活用できる各種制度について情報提供を行い、介護する家族の負担軽減を図るとともに、介護と仕事の両立を支援します。

### □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶「子ども・子育て支援事業計画」に基づいた施策の展開 <span style="float: right;">新規</span>	健康こども課
▶妊婦のための支援給付金支給事業の実施 <span style="float: right;">新規</span>	健康こども課
▶妊婦・乳幼児健診	健康こども課
▶新生児訪問	健康こども課
▶乳幼児・妊産婦健康相談	健康こども課
▶保育事業サービスの充実	健康こども課
▶子育て支援センター育児相談窓口の充実	健康こども課
▶つどいの広場の利活用	健康こども課
▶パパママ教室	健康こども課
▶介護の悩みなどの相談・支援体制の充実 <span style="float: right;">新規</span>	地域福祉課

### ③ 男性の家事・育児・介護への参画促進

家庭における男女の固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、男性の積極的な参画を進める広報・啓発に努めます。

#### □ 主な取組

取組内容	主な担当課
▶夫婦料理教室など、男女を対象とする講座の充実	まちづくり推進課
▶子どもや青少年を対象とした料理教室などの実施 <span style="float: right;">新規</span>	健康こども課
▶家事・育児、介護等への男女の参加促進のための啓発、学習機会の提供 <span style="float: right;">新規</span>	健康こども課 地域福祉課
▶男女が協力して育児ができるよう、育児に関する技術指導及び知識や情報の提供 <span style="float: right;">新規</span>	健康こども課

## 施策の方向性(2) 政策・方針決定過程における男女共同参画促進

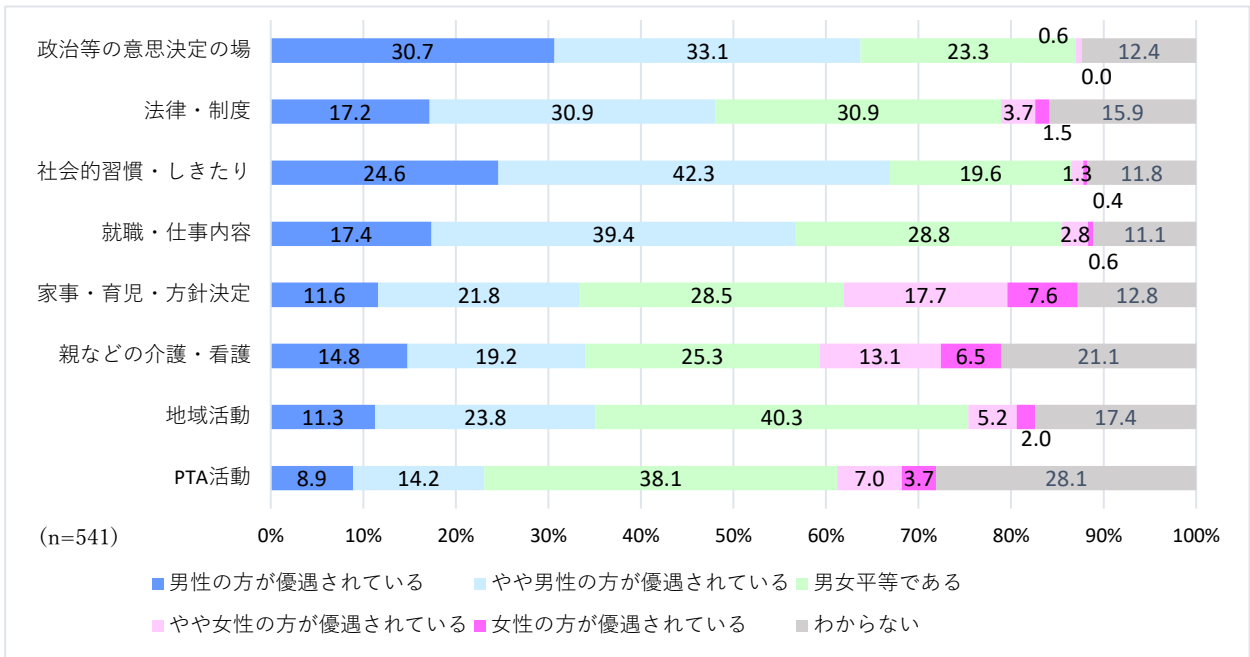
#### □ 現状と課題

男女共同参画社会を形成し、活力ある社会を構築するためには、多様な視点や、新たな発想を取り入れる等の観点から、あらゆる分野で女性の参画を推進し、様々な立場の意見を取り入れることが必要です。

市民調査結果によると、政治等の意思決定の場における男女平等について、「女性優遇」という回答が0.6%であるのに対し、「男性優遇」という回答が63.8%となっています（図4参照）。また、本市では、計画、方針決定の場である各種審議会、委員会などの女性委員の割合が平成27年度と比較し11.2ポイント上昇しているものの、国の目標値である30%に達していない状況で、女性の視点から意見が十分に施策に反映されているとは言えません（表1参照）。

女性委員が一人もいない審議会も多数あり、さらに多くの女性が政策・方針決定過程に参画できるようになるには、より一層の取り組みが必要です。

(図4 再掲) 各分野における男女の地位



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

(表1) 八幡平市における審議会等の女性委員の割合

	年	設置数	うち女性委員のいない審議会等数	委員数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員割合(%)
地方自治法第202条の3に基づく審議会の委員	H27.4	23	4	325	58	17.8
	R7.4	15	2	205	60	29.3
地方自治法第180条の5に基づく委員会の委員	H27.4	5	2	42	3	7.1
	R7.4	5	3	32	6	18.8
計	H27.4	28	6	367	61	16.6
	R7.4	20	5	237	66	27.8

資料：八幡平市調べ

※202条の3に基づく審議会：防災会議、環境審議会、博物館協議会、スポーツ推進委員協議会 など

※180条の5に基づく委員会：教育委員会、選挙管理委員会、監査委員 など

(表2) 八幡平市における女性登用の状況

管理職の在職状況	年	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
管理職総数	R7.4	32	5	15.6
うち一般行政職	R7.4	24	2	8.3
部局長相当職	R7.4	6	0	0
うち一般行政職	R7.4	6	0	0
課長相当職	R7.4	26	5	19.2
うち一般行政職	R7.4	18	2	11.1

資料：八幡平市調べ

### ① 政策・方針決定過程における男女共同参画促進

あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画拡大を推進するため、市の審議会等における女性委員の登用を進めるとともに、各分野で活躍する女性の情報を収集し、女性活躍推進のため活用します。

また、女性活躍推進法の趣旨や、働く女性に関する法令などに関する情報を企業や団体に提供し、男女共同参画及び女性活躍を推進します。

#### □ 主な取組

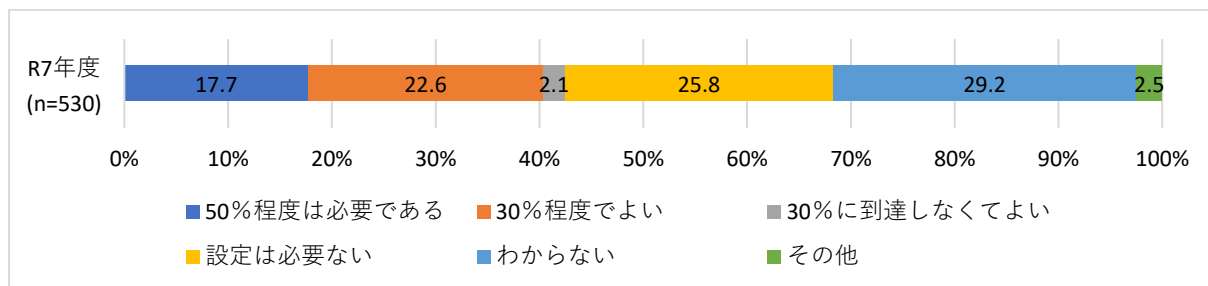
取組内容	主な担当課
▶市の審議会等における女性委員比率の向上	各担当課
▶市役所女性職員の管理職への登用	総務課
▶女性管理職登用や労働関係法令などに関する情報の提供	商工観光課

#### □ 《基本目標Ⅲ》計画推進の指標

指標		現状値 (令和7年度)	目標値 (令和17年度)
パパママ教室への父親の参加割合	新規	40%	50%以上
市職員の管理職に占める女性の割合	新規	15.6%	20%以上

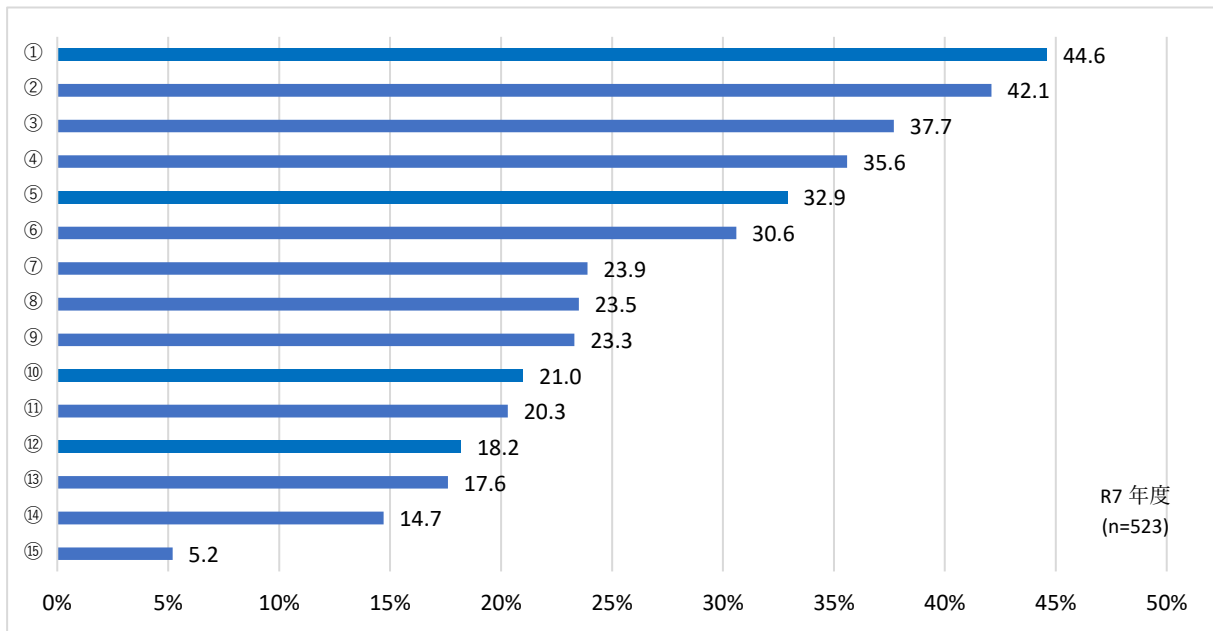
#### □ 参考

(図16) 審議会への女性登用率の目標設定について



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

(図 17) 男女共同参画を進めるために、今後、市（行政）が力を入れるべきこと（複数回答）



資料：八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査（令和7年8月実施）

- ① 職場における育児・介護休業制度の普及啓発と、実際に取得できる環境整備
- ② 女性の就業や社会参加を支援するための子育て支援・介護サービスの充実
- ③ 男性の家事・育児への参加推進などの、男性の意識を変える取組
- ④ 市の各種審議会や委員等、政策決定の場への女性の積極的な登用
- ⑤ 男女平等を目指した制度の策定
- ⑥ 各種団体の女性リーダーの育成
- ⑦ 隣近所でのしがらみや女性べっ視、性別による役割分担意識の打破
- ⑧ 学校教育や生涯学習現場などでの教育や学習
- ⑨ 就労機会確保
- ⑩ 女性の経済的自立を図るための職業教育・訓練の充実
- ⑪ 各地域自治会役員等への女性の登用
- ⑫ LGBTQなど、多様な性に対する理解の促進
- ⑬ 公的機関や企業などの重要な役割への女性の登用
- ⑭ 女性センター設置などの女性に対する支援強化
- ⑮ その他

## 第4章 計画の推進

### 1 推進体制の充実

#### (1)計画の周知と啓発

本計画の推進にあたっては、市のホームページや計画の概要版など様々な媒体を活用するほか、市民に広く周知・啓発を行い、男女共同参画に対する意識醸成や興味関心を高めるとともに、男女共同参画の理解増進を図り、計画の円滑な推進に努めます。

#### (2)庁内推進体制の整備

男女共同参画に関する施策は、行政のあらゆる分野に及びます。職員一人ひとりの男女共同参画意識を向上させるとともに、関係部署が緊密に連携、協力し、男女共同参画の視点から各種施策を推進していくことが必要です。

全職員が男女共同参画について正しく理解し、それぞれの施策に男女共同参画の視点を反映できるように、研修機会や情報の提供などによる意識啓発を行います。

#### (3)関係機関(国・県など)との連携

男女共同参画に関する施策は、就労・医療・相談事業等、市単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業が多いことから、国及び県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぎながら、施策の推進に努めます。

#### (4)市民・企業・団体等との連携

男女共同参画は、家庭や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる場面にかかわります。そのため、多くの個人や組織が連携して推進することが必要です。

市民や学識経験者、事業者、関係団体などで構成される八幡平市男女共同参画計画策定等委員会を継続して設置し、男女共同参画に関する情報の交換や施策、事業の進捗状況についての意見交換や協議を行います。

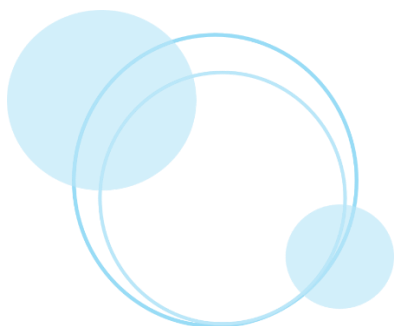
### 2 進行管理

#### (1)進行管理

本計画の将来像を実現するためには、計画の着実な進行管理が必要です。

毎年度、事業の実施状況などについて報告書として取りまとめたものを八幡平市男女共同参画計画策定等委員会において、計画の進捗状況の把握、進行管理を行い、市民へ公表していきます。

また、計画策定時には、アンケート調査等を実施し広く意見聴取に努めるとともに、幅広い視点の評価を行います。



## 資料編



# I 八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査 【調査概要】

## 1 調査目的

八幡平市民の男女共同参画に関する意識及び課題等を把握し、八幡平市男女共同参画計画の策定等の資料とする。

## 2 調査方法

- ①調査区域 八幡平市全域
- ②調査方法 平成7年6月末現在、市内に在住する18歳から79歳までの男女
- ③回答方法 インターネットによる回答 または 郵送による回答
- ④調査標本数 標本数2,040人
- ⑤標本抽出 想定回収数が八幡平市の年代別、男女別の人口比率となるように分配し、住民基本台帳から無作為に抽出
- ⑥調査期間 令和7年8月1日（金）～令和7年8月29日（金）

## 3 回収結果

- ①配布数 2,040人
- ②回収数 549人（うちインターネットによる回収151人）
- ③回収率 26.9%

### 【回収内訳】

年代	男性			女性			合計		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
18～29歳	160	17	10.6	150	31	20.7	310	48	15.5
30～39歳	130	24	18.5	120	26	21.7	250	51	20.4
40～49歳	190	34	17.9	170	54	31.8	360	90	25.0
50～59歳	170	35	20.6	160	39	24.4	330	78	23.6
60～69歳	180	70	38.9	170	57	33.5	350	128	36.6
70～79歳	220	70	31.8	220	84	38.2	440	154	35.0
合計	1,050	250	23.8	990	291	29.4	2,040	549	26.9

※合計は「性別を答えたくない」と回答した方を含む（30～39歳「1」、40～49歳「2」、50～59歳「4」、60～69歳「1」）

## 4 前回調査内容(概要)

- ①調査標本数 標本数3,140人
- ②調査期間 平成27年8月3日（月）～平成27年8月17日（月）
- ③回収数 920人
- ④回収率 29.3%

～男女ひとりひとりが互いを尊重し、協働のもと、  
ともに輝く八幡平市の実現～

八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査

～アンケート調査へご協力をお願い～

市民の皆様には、日頃から市政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

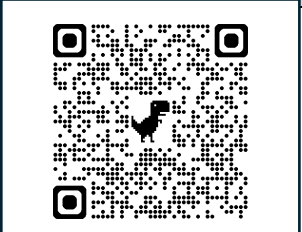
八幡平市では、平成27年度に「第2次八幡平市男女共同参画計画」を策定し、**男女が互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力し合い、あらゆる活動に自分の意思で参画することができる社会の実現をめざし**、様々な施策を行っています。

この調査は、市内に在住する18歳以上の市民の皆様の中から無作為に抽出した2,040人の方々に、男女共同参画に関する意識や問題点を伺い、今後の男女共同参画施策に活かすことを目的として行います。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年7月

八幡平市長 佐々木 孝弘

○調査期間	
令和7年8月1日(金)から令和7年8月29日(金)まで ※調査期間内に以下のどちらかの回答方法によりお答えください	
○回答方法	
①インターネットによる回答 インターネットでアンケートの回答ができます。 スマートフォン等で右のQRコードを読み込むか、 パソコン等で次のアドレスにアクセスしてください。 <a href="https://forms.gle/sgHNNkCxiGddh9178">https://forms.gle/sgHNNkCxiGddh9178</a>	
②郵送による回答 ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒にアンケート用紙を入れて、切手を貼らずに郵便ポストにご投函ください。 ※インターネットによる回答をした場合は、郵送は不要です。	
○ご記入にあたってのお願い	
1 封筒の宛名の本人がお答えください。病気や身体の不自由などの理由で記入が難しい場合は、家族や介護者の方などが、本人の意向を尊重して、無理のない範囲で代筆してください。 2 回答は、あてはまると思う番号を○で囲んでください。また、各設問文にある(○は1つ)(複数回答)などに注意して記入してください。 回答は無記名であり、統計的に処理しますので、プライバシーの保護はもとより、本調査の目的以外に利用することはありません。	

調査のお問い合わせ先

<p>八幡平市 市民部 文化スポーツ課 生涯学習係 〒028-7397 八幡平市野駄 21 地割 170 番地 電話：(0195) 74-2111 (内線 1141) FAX：(0195) 74-2102 E-mail：bunkasports@city.hachimantai.lg.jp</p>
--

この調査票は、8月29日(金曜日)までに、同封の返信用封筒に入れて、  
返送してください(切手は不要です)

～「あなたの声が反映される計画」になります～

## I あなたご自身のことについて

問1 あなたの性別をお答えください。(自認する性別をお答えください。)(○は1つ)

1. 男性                      2. 女性                      3. 答えたくない

問2 あなたの年代をお答えください。(○は1つ)

1. 18～29 歳                      2. 30～39 歳                      3. 40～49 歳  
4. 50～59 歳                      5. 60～69 歳                      6. 70 歳以上

問3 お住まいの地区をお答えください。(○は1つ)

1. 西根地区                      2. 松尾地区                      3. 安代地区

問4 あなたの職業をお答えください。(○は1つ)

1. 農林・水産業                      2. 商工・サービス業                      3. 土木・建設業  
4. 医療・福祉                      5. 公務員・団体職員                      6. 専業主婦・主夫  
7. 学生                      8. 無職                      9. その他

【問4の1から5に○を付けた方のみ回答】

問4-1 あなたの就業形態をお答えください。(1つに○)

1. 正規の職員・従業員                      2. 契約社員・派遣社員  
3. パート・アルバイト                      4. 自営業（農業を含む）の事業主  
5. 自営業の家族従事者                      6. 会社などの役員

問4-2 あなたの勤務地をお答えください。(1つに○)

1. 八幡平市内                      2. 盛岡市                      3. 滝沢市                      4. 鹿角市  
5. 二戸市                      6. 岩手町                      7. その他（                      ）

問5 現在、あなたは結婚していますか。(1つに○)

1. 結婚している                      2. 結婚していたが、離別・死別した  
3. 結婚していない（未婚）                      4. その他（事実婚等）

【問5で「1.結婚している」または「4.その他(事実婚等)」に○を付けた方のみ回答】

問5-1 あなたの世帯は、次のどれに当てはまりますか。(1つに○)

1. 共働き                      2. 夫だけ仕事を持っている                      3. 妻だけ仕事を持っている  
4. 夫婦とも無職                      4. その他（                      ）

【問5で「1.結婚している」または「2.結婚していたが、離別・死別した」または「4.その他(事実婚等)」に○を付けた方のみ回答】

問5-2 あなたにはお子さんがいらっしゃいますか。現在同居されていない方も含めてお答えください。(1つに○)

1. 子どもがいる（1人）                      2. 子どもがいる（2人）                      3. 子どもがいる（3人）  
4. 子どもがいる（4人以上）                      5. 子どもはいない

問6 あなたの同居家族の構成をお答えください。(1つに○)

1. 独り暮らし（単身世帯）                      2. あなたと配偶者（パートナー）の二人暮らし  
3. 親と子（二世帯世帯）                      4. 親と子と孫等（三世帯以上同居）  
5. その他（                      ）

【問6で「1.独り暮らし(単身世帯)」以外の選択肢を選んだ方のみ回答】

問7 あなたの家庭では、家庭内の活動を主に誰がしていますか。

次のア～クの項目について、1～5の中から該当する番号に○をつけてください。

	主に妻	主に夫	夫婦で同じ程度	その他の家族	誰もしていない
ア 食事の支度	1	2	3	4	5
イ 掃除	1	2	3	4	5
ウ 洗濯	1	2	3	4	5
エ 日常の買い物	1	2	3	4	5
オ 介護	1	2	3	4	5
カ 育児	1	2	3	4	5
キ 学校行事への出席・役員の就任など	1	2	3	4	5
ク 自治会や町内会などの地域活動	1	2	3	4	5

## II 男女共同参画社会について

問8 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますか。

(1つに○)

1. 賛成
2. どちらかといえば賛成
3. どちらかといえば反対
4. 反対
5. わからない

問9 あなたの周りでは、次のア～クの項目について、男性と女性の地位が平等になっていると思いますか。1～6の中から該当する番号に○をつけてください。

	男性の方が優遇されている	やや男性の方が優遇されている	男女平等である	やや女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない
ア 政治等の意思決定の場	1	2	3	4	5	6
イ 法律・制度	1	2	3	4	5	6
ウ 社会的習慣・しきたり	1	2	3	4	5	6
エ 就職・仕事内容・地域活動	1	2	3	4	5	6
オ 家庭での家事・育児・方針決定	1	2	3	4	5	6
カ 親などの介護・看護	1	2	3	4	5	6
キ 地域活動	1	2	3	4	5	6
ク P T A活動	1	2	3	4	5	6

問10 あなた自身は男女共同参画社会の実現に関心がありますか。(○は1つ)

1. 非常に関心がある
2. ある程度関心がある
3. どちらでもない
4. あまり関心がない
5. まったく関心がない

### Ⅲ 家庭生活について

#### 問 11 「家事」について、どう思いますか。(1つに○)

1. 女性がすべての家事をする方がよい
2. 男性がすべての家事をする方がよい
3. 女性が主に担当して男性は少し手伝う程度がよい
4. 男性が主に担当して女性は少し手伝う程度がよい
5. 状況により判断する（手があいた方がする）
6. どちらとも言えない

#### 問 12 家庭生活の中での子育てについて、どのように考えますか。(1つに○)

1. 女性がすべての子育てをする方がよい
2. 男性がすべての子育てをする方がよい
3. 女性が担当し男性は少し手伝う程度がよい
4. 男性が主に担当し女性は少し手伝う程度がよい
5. 子育ては女性と男性、同じようにした方がよい
6. 状況により判断する
7. どちらとも言えない

#### 問 13 子どもの育て方について、どのように考えますか。子どもがいない場合もお答えください。 次のア～エの項目について、1～4の中から該当する番号に○をつけてください。

	そう思う	そう思う どちらかといえば	そう思わない どちらかといえば	そう思わない
ア 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる	1	2	3	4
イ 男の子も女の子も手に職をつけるなど、経済的に自立できるように育てる	1	2	3	4
ウ 男の子も女の子も炊事、洗濯、掃除などの仕方を身につけさせる	1	2	3	4
エ 男女の性別にとらわれず、個性にあった育て方をする	1	2	3	4

#### 問 14 ご自身に介護が必要となった場合に誰に介護を頼みたいですか。(1つに○)

1. 配偶者
2. 息子
3. 娘
4. 息子の妻
5. 娘の夫
6. その他の家族・親族
7. ホームヘルパー
8. 介護施設入居
9. わからない
10. その他 ( )

#### 問 15 介護について、どう思いますか。(1つに○)

1. 女性がすべての介護をする方がよい
2. 男性がすべての介護をする方がよい
3. 女性が主に介護を担当し男性は少し手伝う程度がよい
4. 男性が主に介護を担当し女性は少し手伝う程度がよい
5. 状況により判断する
6. どちらとも言えない

## IV ドメスティック・バイオレンス(DV)について

**問 16 あなたは、配偶者や恋人からの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などの暴力行為を受けたこと、身近で見聞きしたことがありますか。(複数回答)**

1. 身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げるなど）を受けたことがある
2. 精神的暴力（大声でどなる、脅迫する、無視するなど）を受けたことがある
3. 性的暴力（性的行為の強要、避妊に協力しないなど）を受けたことがある
4. 経済的暴力（生活費を渡さない、働きに出ることを禁止するなど）を受けたことがある
5. 身近な人から相談を受けたことがある
6. 暴力を受けた（した）人を知っている
7. 暴力行為を受けたことを見聞きしたことは全くない
8. その他（ ）

**【問 16 の1～4で「何らかのDVを受けたことがある」と答えた方におたずねします】**

**問 16-1 あなたは、どなたかに相談されましたか。(複数回答)**

1. 家族
2. 知人・友人
3. 民生委員
4. 市役所職員・女性相談員
5. 警察署
6. 市役所以外の相談窓口
7. その他（ ）
8. 相談しなかった

**【問16-1で「8.相談しなかった」と答えた方におたずねします】**

**問 16-2 あなたが相談しなかった理由は何ですか。(複数回答)**

1. 相談先がわからなかったから
2. 相談しても解決すると思わなかったから
3. 相談する勇気がなかったから
4. 相談したことがバレてしまうおそれがあったから
5. 自分にも悪いところがあると思ったから
6. 世間体が悪いと思ったから
7. その他（ ）

## V 仕事について

**問 17 女性が仕事を持つことについてどう思いますか。(1つに○)**

1. 仕事は持ち続けたほうがよい
2. 結婚を契機に退職し、家庭に入る方がよい
3. 出産を契機に退職し、家庭に入る方がよい
4. 結婚や出産を契機に退職しても、育児等が終わったら再就職した方がよい
5. 女性は仕事を持たない方がよい
6. その他（ ）

**問 18 あなたは、育児休業を取得したことがありますか。(1つに○)**

1. 育児休業を取得したことがある、または、取得中・取得予定である
2. 育児休業を取得したことがない
3. 育児休業がなかった
4. 対象ではない（自営業、子どもはいない、働いていない等）

**問 19 あなたは、介護休業を取得したことがありますか。(1つに○)**

1. 介護休業を取得したことがある、または、取得中・取得予定である
2. 介護休業を取得したことがない（職場に介護休業の制度はある）
3. 介護休業を取得したことがない（職場に介護休業の制度がない）
4. 介護の必要がないため、介護休業をしたことがない
5. 対象ではない（自営業、働いていない等）

**問20 仕事と家庭の両立をしていくために、どのような条件が必要だと思いますか。**

**(複数回答)**

1. 年間労働時間を短縮すること
2. 育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること
3. 育児休業・介護休業中の給付を充実すること
4. 介護支援施設の増加や介護サービスなどが充実すること
5. テレワーク、フレックスタイム、短時間勤務など、柔軟な勤務制度を導入すること
6. 働き続けることや家事・育児を行うことに対し、職場や周囲の理解・協力があること
7. 働き続けることや家事・育児を行うことに対し、自身が意識改革すること
8. その他 ( )

**問 21 一般的な職場での管理職への女性登用が少ないといわれますが、どのように考えますか。**

**(1つに○)**

1. もっと積極的に登用すべき
2. 職員の人数割合に応じ登用すべき
3. 現状のまま、男性が多くてよい
4. 昇給試験など実施し、能力に応じたものにすべき
5. その他 ( )

## **VI 社会参加について**

**問 22 あなたは現在、仕事以外に何か活動していますか。(1つに○)**

1. している
2. していない

**【問 22 で「している」と答えた方におたずねします】**

**問 22-1 仕事以外の活動とはどのような活動ですか。(複数回答)**

1. スポーツ、趣味、教養などのサークル・グループ活動
2. ボランティア活動
3. 子ども会・PTA活動
4. 消防団や交通指導員などの団体活動
5. 町内会・自治会などの地域活動
6. 自然保護や環境浄化など主に環境を守る活動
7. 青年団体、婦人会（女性団体）、老人クラブなどの団体活動
8. 国際交流活動
9. その他 ( )

**問 23 あなたが社会活動にもっと参加できるようになるためには、どのような事が必要だと思いますか。(複数回答)**

1. 配偶者の協力や理解
2. 親戚や近所などの地域理解
3. 託児所やホームヘルパー制度を整える
4. 女性センターなどの施設整備
5. 行政（市や県等）の支援強化
6. 自分自身が意欲を持つこと
7. 経済的な余裕
8. わからない
9. その他 ( )

問 24 女性の社会参画がまだ進んでいないと言われていますが、それはどんな分野だと思いますか。(複数回答)

- |                |                |       |
|----------------|----------------|-------|
| 1. 町内会・自治会     | 2. 防災          | 3. 観光 |
| 4. 市議会議員・県議会議員 | 5. 農業委員・教育委員など |       |
| 6. 各種審議会委員     | 7. 職場での役職員     | 8. なし |
| 9. その他 ( )     |                |       |

問 25 自治会などの地域の役職、議員や審議会等委員などへの女性の進出が進まない原因はどこにあると思われますか。(複数回答)

1. 女性は指導力が低いというような女性の能力に対する偏見がある
2. 「女性はでしゃばるものではない」という社会意識がある
3. 女性の登用に対する意識や理解が足りない
4. 地域の団体の会長や政策決定の場に出られるような女性の人材がいない
5. 男性になるほうがいいと思っている人が多い
6. 女性自身が役職に対する関心や意欲がない
7. 女性は仕事や育児・介護などで忙しく、時間的な余裕がない
8. 男性ばかりの中に女性が入ることへの抵抗感がある
9. その他 ( )

## Ⅶ 多様な性への配慮について

八幡平市では、令和7年1月に、性的少数者の方が少しでも安心して生活できるよう、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しました。

用語の解説
<p><b>パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは</b></p> <p>性的マイノリティ(LGBTQ※1)や事実婚など、婚姻関係にないカップルが互いの人生のパートナーとして認め、相互に支えあうことを宣誓した書類などを提出した際に「受領証」と「受領証カード」を交付する制度です。</p> <p>市が独自に行う制度で法的拘束力はありませんが、受領証の交付を受けることで利用できる行政サービスがあります。</p>

※1 LGBTQ

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれたときの性別と、自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分の性別や性的志向を決められない、迷っている人)などセクシュアルマイノリティの人を表す総称のひとつです。

問 26 あなたは、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」について知っていますか。(1つに○)

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1. よく知っている      | 2. 内容(意味)を少しは知っている |
| 3. 言葉(名称)は知っている | 4. 全く知らない          |

問 27 あなたは、八幡平市が「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入したことを知っていましたか。(1つに○)

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

問 28 あなたは、「LGBTQ」という言葉の意味を知っていましたか。(1つに○)

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1. よく知っていた      | 2. 内容(意味)を少しは知っていた |
| 3. 言葉(名称)は知っていた | 4. 全く知らなかった        |

**問 29 性的少数者の方への差別や偏見をなくし、多様な性への理解の促進のために何が重要だと思いますか。(複数回答)**

1. いじめや差別を禁止する制度の制定
2. 更衣室やトイレ、制服などの環境の整備
3. 申請書類等の性別記載欄の見直し
4. 市民や企業等への広報・啓発
5. 行政職員や教職員に対する研修の充実
6. 教育現場での児童・生徒への教育
7. 相談窓口の充実
8. その他 ( )

## **VIII 八幡平市の施策について**

**問 30 本市では審議会への女性登用率を国の計画で示されている目標と同じ 30%としています。それについて、どのように考えますか。(1つに○)**

1. 50%程度は必要である
2. 30%程度でよい
3. 30%に到達しなくてよい
4. 目標設定は必要ない
5. わからない
6. その他 ( )

**問 31 男女共同参画を積極的に進めるために、今後、市(行政)はどのようなことに力をいれるべきだと思いますか。(複数回答)**

1. 男女平等を目指した制度の策定
2. 市の各種審議会や委員等、政策決定の場への女性の積極的な登用
3. 各地域自治会役員等への女性の登用
4. 各種団体の女性リーダーの育成
5. 職場における育児・介護休業制度の普及啓発と、実際に取得できる環境整備
6. 就労機会確保
7. 女性の経済的自立を図るための職業教育・訓練の充実
8. 公的機関や企業などの重要な役職への女性の登用
9. 女性の就業や社会参加を支援するための子育て支援・介護サービスの充実
10. 学校教育や生涯学習現場などでの教育や学習
11. 男性の家事・育児への参加推進などの、男性の意識を変える取組
12. 隣近所でのしがらみや女性べっ視、性別による役割分担意識の打破
13. 女性センター設置などの女性に対する支援強化
14. L G B T Q など、多様な性に対する理解の促進
15. その他 ( )



八幡平市男女共同参画に関する市民意識調査 【調査結果】

(無回答を除く)

I あなたご自身のことについて

問1 性別	R7年度 (n=549)	率	H27年度 (n=920)	率
1.男性	250	45.5	499	54.2
2.女性	291	53.0	421	45.8
3.答えたくない	8	1.5		

問2 年齢	R7年度 (n=549)	率	H27年度 (n=920)	率
1.18～29歳	48	8.7	103	11.2
2.30～39歳	51	9.3	112	12.2
3.40～49歳	90	16.4	110	12.0
4.50～59歳	78	14.2	177	19.2
5.60～69歳	128	23.3	229	24.9
6.70歳以上	154	28.1	189	20.5

問3 地区	R7年度 (n=545)	率	H27年度 (n=903)	率
1.西根地区	350	64.2	534	59.1
2.松尾地区	121	22.2	196	21.7
3.安代地区	74	13.6	173	19.2

問4 職業	R7年度 (n=549)	率	H27年度 (n=910)	率
1.農林・水産業	59	10.7	126	13.8
2.商工・サービス業	88	16.0	170	18.7
3.土木・建設業	45	8.2	71	7.8
4.医療・福祉	48	8.7	44	4.8
5.公務員・団体職員	64	11.7	83	9.1
6.専業主婦・主夫	34	6.2	63	6.9
7.学生	15	2.7	23	2.5
8.無職	96	17.5	202	22.2
9.その他	100	18.2	128	14.1

問4-1 就業形態 (問4の1～5に○を付けた方のみ回答)	R7年度 (n=301)	率	H27年度 (n=539)	率
1.正規の職員・従業員	147	48.8	240	44.5
2.契約社員・派遣職員	33	11.0	2	4.0
3.パート・アルバイト	45	15.0	124	23.0
4.自営業(農業を含む)の事業主	43	14.3	99	18.4
5.自営業の家族従事者	19	6.3	55	10.2
6.会社などの役員	14	4.7	19	3.5

問4-2 勤務地（問4の1～5に○を付けた方のみ回答）	R7年度 (n=301)	率
1.八幡平市内	221	73.4
2.盛岡市	41	13.6
3.滝沢市	17	5.6
4.鹿角市	0	0.0
5.二戸市	3	1.0
6.岩手町	10	3.3
7.その他	9	3.0

※その他（矢巾町1、花巻市1、一戸町1、平泉町1）

問5 結婚について	R7年度 (n=540)	率	H27年度 (n=897)	率
1.結婚している	371	68.7	601	67.0
2.結婚していたが、離別・死別した	54	10.0	90	10.0
3.結婚していない（未婚）	110	20.4	206	23.0
4.その他（事実婚等）	5	0.9		

問5-1 共働きについて（問5の1または4に○を付けた方のみ回答）	R7年度 (n=369)	率	H27年度 (n=605)	率
1.共働き	220	59.6	315	52.1
2.夫だけ仕事を持っている	60	16.3	154	25.5
3.妻だけ仕事を持っている	22	6.0		
4.夫婦とも無職	67	18.2	136	22.5

問5-2 子どもの人数（問5の1または2または4に○を付けた方のみ回答）	R7年度 (n=412)	率	H27年度 (n=838)	率
1.1人	69	16.7	110	13.1
2.2人	172	41.7	352	42.0
3.3人	107	26.0	175	20.9
4.4人以上	15	3.6	31	3.7
5.いない	49	11.9	170	20.3

問6 同居家族の世帯構成	R7年度 (n=539)	率	H27年度 (n=905)	率
1.独り暮らし（単身世帯）	61	11.3	75	8.3
2.あなたと配偶者（パートナー）の二人暮らし	145	26.9	221	24.4
3.親と子（二世帯世帯）	232	43.0	368	40.7
4.親と子と孫等（三世代以上同居）	85	15.8	190	21.0
5.その他	16	3.0	51	5.6

問7 あなたの家庭では、家庭内の活動を主に誰がしていますか。(問6で1以外の選択肢を選んだ方のみ回答) ア 食事の支度	R7年度 (n=451)	率	H27年度 (n=772)	率
1.主に妻	302	67.0	566	73.3
2.主に夫	20	4.4	14	1.8
3.夫婦で同じ程度	52	11.5	61	7.9
4.その他の家族	71	15.7	131	17.0
5.誰もしていない	6	1.3		

問7 イ 掃除	R7年度 (n=451)	率	H27年度 (n=759)	率
1.主に妻	267	59.2	508	66.9
2.主に夫	26	5.8	24	3.2
3.夫婦で同じ程度	78	17.3	114	15.0
4.その他の家族	74	16.4	113	14.9
5.誰もしていない	6	1.3		

問7 ウ 洗濯	R7年度 (n=451)	率	H27年度 (n=770)	率
1.主に妻	284	63.0	531	69.0
2.主に夫	27	6.0	20	2.6
3.夫婦で同じ程度	70	15.5	105	13.6
4.その他の家族	65	14.4	114	14.8
5.誰もしていない	5	1.1		

問7 エ 日常の買い物	R7年度 (n=451)	率	H27年度 (n=758)	率
1.主に妻	243	53.9	411	54.2
2.主に夫	28	6.2	42	5.5
3.夫婦で同じ程度	111	24.6	192	25.3
4.その他の家族	61	13.5	113	14.9
5.誰もしていない	8	1.8		

問7 オ 介護	R7年度 (n=451)	率	H27年度 (n=480)	率
1.主に妻	49	10.9	189	39.4
2.主に夫	9	2.0	22	4.6
3.夫婦で同じ程度	21	4.7	117	24.4
4.その他の家族	31	6.9	152	31.7
5.誰もしていない	341	75.6		

問7 カ 育児	R7年度 (n=451)	率	H27年度 (n=568)	率
1.主に妻	86	19.1	321	56.5
2.主に夫	6	1.3	11	1.9
3.夫婦で同じ程度	49	10.9	134	23.6
4.その他の家族	19	4.2	102	18.0
5.誰もしていない	291	64.5		

問7 キ 学校行事への出席・役員の就任など	R7年度 (n=451)	率
1.主に妻	103	22.8
2.主に夫	36	8.0
3.夫婦で同じ程度	41	9.1
4.その他の家族	27	6.0
5.誰もしていない	244	54.1

問7 ク 自治会や町内会などの地域活動	R7年度 (n=451)	率	H27年度 (n=741)	率
1.主に妻	93	20.6	179	24.2
2.主に夫	152	33.7	267	36.0
3.夫婦で同じ程度	83	18.4	176	23.8
4.その他の家族	57	12.6	119	16.1
5.誰もしていない	66	14.6		

## II 男女共同参画社会について

問8 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますか。	R7年度 (n=535)	率	H27年度 (n=912)	率
1.賛成	25	4.7	28	3.1
2.どちらかといえば賛成	98	18.3	285	31.3
3.どちらかといえば反対	171	32.0	186	20.4
4.反対	130	24.3	322	35.3
5.わからない	111	20.7	91	10.0

問9 あなたの周りでは、男性と女性の地位が平等になっていると思いますか。 ア 政治等の意思決定の場	R7年度 (n=541)	率	H27年度 (n=891)	率
1.男性の方が優遇されている	166	30.7	210	23.6
2.やや男性の方が優遇されている	179	33.1	362	40.6
3.男女平等である	126	23.3	199	22.3
4.やや女性の方が優遇されている	3	0.6	7	0.8
5.女性の方が優遇されている	0	0.0	4	0.4
6.わからない	67	12.4	109	12.2

問9 イ 法律・制度	R7年度 (n=541)	率	H27年度 (n=885)	率
1.男性の方が優遇されている	93	17.2	106	12.0
2.やや男性の方が優遇されている	167	30.9	278	31.4
3.男女平等である	167	30.9	298	33.7
4.やや女性の方が優遇されている	20	3.7	52	5.9
5.女性の方が優遇されている	8	1.5	11	1.2
6.わからない	86	15.9	140	15.8

問9 ウ 社会的習慣・しきたり	R 7年度 (n=541)	率	H27年度 (n=885)	率
1. 男性の方が優遇されている	133	24.6	133	15.0
2. やや男性の方が優遇されている	229	42.3	432	48.8
3. 男女平等である	106	19.6	163	18.4
4. やや女性の方が優遇されている	7	1.3	30	3.4
5. 女性の方が優遇されている	2	0.4	6	0.7
6. わからない	64	11.8	121	13.7

問9 エ 就職・仕事内容	R 7年度 (n=541)	率	H27年度 (n=874)	率
1. 男性の方が優遇されている	94	17.4	110	12.6
2. やや男性の方が優遇されている	213	39.4	399	45.7
3. 男女平等である	156	28.8	225	25.7
4. やや女性の方が優遇されている	15	2.8	57	6.5
5. 女性の方が優遇されている	3	0.6	4	0.5
6. わからない	60	11.1	79	9.0

問9 オ 家庭での家事・育児・方針決定	R 7年度 (n=541)	率	H27年度 (n=895)	率
1. 男性の方が優遇されている	63	11.6	62	6.9
2. やや男性の方が優遇されている	118	21.8	424	47.4
3. 男女平等である	154	28.5	263	29.4
4. やや女性の方が優遇されている	96	17.7	50	5.6
5. 女性の方が優遇されている	41	7.6	13	1.5
6. わからない	69	12.8	83	9.3

問9 カ 親などの介護・看護	R 7年度 (n=541)	率
1. 男性の方が優遇されている	80	14.8
2. やや男性の方が優遇されている	104	19.2
3. 男女平等である	137	25.3
4. やや女性の方が優遇されている	71	13.1
5. 女性の方が優遇されている	35	6.5
6. わからない	114	21.1

問9 キ 地域活動	R 7年度 (n=541)	率	H27年度 (n=886)	率
1. 男性の方が優遇されている	61	11.3	40	4.5
2. やや男性の方が優遇されている	129	23.8	235	26.5
3. 男女平等である	218	40.3	371	41.9
4. やや女性の方が優遇されている	28	5.2	53	6.0
5. 女性の方が優遇されている	11	2.0	6	0.7
6. わからない	94	17.4	181	20.4

問9 ク PTA活動	R 7年度 (n=541)	率	H27年度 (n=868)	率
1. 男性の方が優遇されている	48	8.9	31	3.6
2. やや男性の方が優遇されている	77	14.2	130	15.0
3. 男女平等である	206	38.1	323	37.2
4. やや女性の方が優遇されている	38	7.0	93	10.7
5. 女性の方が優遇されている	20	3.7	14	1.6
6. わからない	152	28.1	277	31.9

問10 あなた自身は男女共同参画社会の実現に関心がありますか。	R 7年度 (n=527)	率	H27年度 (n=904)	率
1.非常に関心がある	30	5.7	71	7.9
2.ある程度関心がある	216	41.0	382	42.3
3.どちらでもない	168	31.9	271	30.0
4.あまり関心がない	79	15.0	140	15.5
5.まったく関心がない	34	6.5	40	4.4

### Ⅲ 家庭生活について

問11 「家事」について、どう思いますか。	R 7年度 (n=543)	率	H27年度 (n=839)	率
1.女性がすべての家事をする方がよい	7	1.3	25	3.0
2.男性がすべての家事をする方がよい	1	0.2	3	0.4
3.女性が主に担当して男性は少し手伝う程度がよい	125	23.0	338	40.3
4.男性が主に担当して女性は少し手伝う程度がよい	8	1.5	2	0.2
5.状況により判断する(手があいた方がする)	365	67.2	423	50.4
6.どちらとも言えない	37	6.8	48	5.7

問12 家庭生活の中での子育てについて、どのように考えますか。	R 7年度 (n=538)	率	H27年度 (n=900)	率
1.女性がすべての子育てをする方がよい	1	0.2	13	1.4
2.男性がすべての子育てをする方がよい	2	0.4	2	0.2
3.女性が主に担当して男性は少し手伝う程度がよい	67	12.5	207	23.0
4.男性が主に担当して女性は少し手伝う程度がよい	5	0.9	5	0.6
5.子育ては女性と男性、同じようにした方がよい	219	40.7	386	42.9
6.状況により判断する	219	40.7	239	26.6
7.どちらとも言えない	25	4.6	48	5.3

問13 子どもの育て方について、どのように考えますか。 ア 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる	R 7年度 (n=534)	率	H27年度 (n=889)	率
1.そう思う	86	16.1	247	27.8
2.どちらかといえばそう思う	233	43.6	434	48.8
3.どちらかといえばそう思わない	84	15.7	77	8.7
4.そう思わない	131	24.5	131	14.7

問13 イ 男の子も女の子も手に職をつけるなど、経済的に自立できるように育てる	R 7年度 (n=533)	率	H27年度 (n=889)	率
1.そう思う	330	61.9	555	62.4
2.どちらかといえばそう思う	170	31.9	292	32.8
3.どちらかといえばそう思わない	12	2.3	25	2.8
4.そう思わない	21	3.9	17	1.9

問13 ウ 男の子も女の子も炊事、洗濯、掃除などの仕方を身につけさせる	R 7年度 (n=535)	率	H27年度 (n=892)	率
1.そう思う	357	66.7	561	62.9
2.どちらかといえばそう思う	160	29.9	307	34.4
3.どちらかといえばそう思わない	12	2.2	16	1.8
4.そう思わない	6	1.1	8	0.9

問13 エ 男女の性別にとらわれず、個性にあった育て方をする	R 7年度 (n=534)	率	H27年度 (n=892)	率
1. そう思う	334	62.5	462	51.8
2. どちらかといえばそう思う	168	31.5	372	41.7
3. どちらかといえばそう思わない	19	3.6	33	3.7
4. そう思わない	13	2.4	25	2.8

問14 ご自身に介護が必要になった場合に誰に介護を頼みたいですか。	R 7年度 (n=539)	率	H27年度 (n=914)	率
1. 配偶者	134	24.9	260	28.4
2. 息子	12	2.2	21	2.3
3. 娘	30	5.6	67	7.3
4. 息子の妻	0	0.0	6	0.7
5. 娘の夫	0	0.0	5	0.5
6. その他の家族・親族	4	0.7	8	0.9
7. ホームヘルパー	52	9.6	66	7.2
8. 介護施設入居	205	38.0	276	30.2
9. わからない	93	17.3	188	20.6
10. その他	9	1.7	17	1.9

問15 介護について、どう思いますか。	R 7年度 (n=542)	率	H27年度 (n=907)	率
1. 女性がすべての介護をする方が良い	0	0.0	12	1.3
2. 男性がすべての介護をする方が良い	0	0.0	8	0.9
3. 女性が主に介護を担当し男性は少し手伝う程度がよい	38	7.0	131	14.4
4. 男性が主に介護を担当し女性は少し手伝う程度がよい	4	0.7	4	0.4
5. 状況により判断する	455	83.9	608	67.0
6. どちらとも言えない	45	8.3	144	15.9

#### IV ドメスティック・バイオレンス (DV) について

問16 あなたは、配偶者や恋人からの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などの暴力行為を受けたこと、身近で見聞きしたことがありますか。(複数回答)	R 7年度 (n=514)	率	H27年度 (n=892)	率
1. 身体的暴力(殴る、蹴る、物を投げるなど)を受けたことがある	26	5.1	70	7.8
2. 精神的暴力(大声でどなる、脅迫する、無視するなど)を受けたことがある	52	10.1		
3. 性的暴力(性的行為の強要、避妊に協力しないなど)を受けたことがある	9	1.8		
4. 経済的暴力(生活費を渡さない、働きに出ることを禁止するなど)を受けたことがある	15	2.9		
5. 身近な人から相談を受けたことがある	50	9.7	56	6.3
6. 暴力を受けた(した)人を知っている	117	22.8	108	12.1
7. 暴力行為を受けたことや見聞きしたことは全くない	316	61.5		
8. その他	12	2.3	9	1.0

問16-1 あなたは、どなたかに相談されましたか。(問16の1～4で「何らかの暴力を受けたことがある」と答えた方のみ回答) (複数回答)	R7年度 (n=63)	率
1. 家族	10	15.9
2. 知人・友人	14	22.2
3. 民生委員	0	0.0
4. 市役所職員・女性相談員	0	0.0
5. 警察署	1	1.6
6. 市役所以外の相談窓口	1	1.6
7. その他	0	0.0
8. 相談しなかった	41	65.1

問16-2 あなたが相談しなかった理由は何ですか。(問16-1で「8. 相談しなかった」と答えた方のみ回答) (複数回答)	R7年度 (n=41)	率
1. 相談先がわからなかったから	4	9.8
2. 相談しても解決すると思わなかったから	21	51.2
3. 相談する勇気がなかったから	6	14.6
4. 相談したことがバレてしまうおそれがあったから	4	9.8
5. 自分にも悪いところがあると思ったから	12	29.3
6. 世間体が悪いと思ったから	4	9.8
7. その他	4	9.8

## V 仕事について

問17 女性が仕事を持つことについてどう思いますか。	R7年度 (n=533)	率	H27年度 (n=899)	率
1. 仕事は持ち続けたほうがよい	330	61.9	429	47.7
2. 結婚を契機に退職し、家庭に入るほうがよい	4	0.8	14	1.6
3. 出産を契機に退職し、家庭に入るほうがよい	5	0.9	31	3.4
4. 結婚や出産を契機に退職しても、育児等が終わったら再就職したほうがよい	147	27.6	351	39.0
5. 女性は仕事を持たないほうがよい	2	0.4	12	1.3
6. その他	45	8.4	62	6.9

問18 あなたは、育児休業を取得したことがありますか。	R7年度 (n=533)	率
1. 育児休業を取得したことがある、または、取得中・取得予定である	51	9.6
2. 育児休業を取得したことがない	105	19.7
3. 育児休業がなかった	143	26.8
4. 対象ではない(自営業、子どもはいない、働いていない等)	234	43.9

問19 あなたは、介護休業を取得したことがありますか。	R7年度 (n=531)	率
1. 介護休業を取得したことがある、または、取得中・取得予定である	11	2.1
2. 介護休業を取得したことがない(職場に介護休業の制度はある)	67	12.6
3. 介護休業を取得したことがない(職場に介護休業の制度がない)	48	9.0
4. 介護の必要がないため、介護休業をしたことがない	225	42.4
5. 対象ではない(自営業、働いていない等)	180	33.9

問20 仕事と家庭の両立をしていくために、どのような条件が必要だと思いますか。(複数回答)	R7年度 (n=530)	率
1.年間労働時間を短縮すること	166	31.3
2.育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること	283	53.4
3.育児休業・介護休業中の給付を充実すること	230	43.4
4.介護支援施設の増加や介護サービスなどが充実すること	205	38.7
5.テレワーク、フレックスタイム、短時間勤務など、柔軟な勤務制度を導入すること	225	42.5
6.働き続けることや家事・育児を行うことに対し、職場や周囲の理解・協力があること	386	72.8
7.働き続けることや家事・育児を行うことに対し、自身が意識改革すること	145	27.4
8.その他	18	3.4

問21 一般的な職場での管理職への女性登用が少ないといわれますが、どのように考えますか。	R7年度 (n=534)	率	H27年度 (n=897)	率
1.もっと積極的に登用すべき	145	27.2	242	27.0
2.職員の人数割合に応じ登用すべき	106	19.9	180	20.1
3.現状のまま、男性が多くてよい	15	2.8	45	5.0
4.昇給試験など実施し、能力に応じたものにすべき	241	45.1	403	44.9
5.その他	27	5.1	27	3.0

## VI 社会参加について

問22 あなたは現在、仕事以外に何か活動していますか。	R7年度 (n=547)	率	H27年度 (n=908)	率
1.している	185	33.8	335	36.9
2.していない	362	66.2	573	63.1

問22-1 仕事以外の活動とはどのような活動ですか。(問22で「している」と答えた方のみ回答)(複数回答)	R7年度 (n=185)	率	H27年度 (n=592)	率
1.スポーツ、趣味、教養などのサークル・グループ活動	122	65.9	163	27.5
2.ボランティア活動	47	25.4	73	12.3
3.子ども会・PTA活動	53	28.6	48	8.1
4.消防団や交通指導員などの団体活動	24	13.0	55	9.3
5.町内会・自治会などの地域活動	100	54.1	142	24.0
6.自然保護や環境浄化など主に環境を守る活動	10	5.4	19	3.2
7.青年団体、婦人会(婦人団体)、老人クラブなどの団体活動	29	15.7	65	11.0
8.国際交流活動	5	2.7	13	2.2
9.その他	6	3.2	14	2.4

問23 あなたが社会活動にもっと参加できるようになるためには、どのような事が必要だと思いますか。(複数回答)	R7年度 (n=537)	率	H27年度 (n=890)	率
1.配偶者の協力や理解	163	30.4	245	27.5
2.親戚や近所などの地域理解	57	10.6	105	11.8
3.託児所やホームヘルパー制度を整える	45	8.4	61	6.9
4.女性センターなどの施設整備	25	4.7	41	4.6
5.行政(市や県等)の支援強化	110	20.5	163	18.3
6.自分自身が意欲を持つこと	320	59.6	531	59.7
7.経済的な余裕	260	48.4	375	42.1
8.わからない	53	9.9	86	9.7
9.その他	30	5.6	48	5.4

問24 女性の社会参画がまだ進んでいないと言われていますが、それはどんな分野だと思いますか。(複数回答)	R7年度 (n=527)	率	H27年度 (n=880)	率
1. 町内会・自治会	119	22.6	201	22.8
2. 防災	81	15.4	139	15.8
3. 観光	21	4.0	61	6.9
4. 市議会議員・県議会議員	377	71.5	580	65.9
5. 農業委員・教育委員など	129	24.5	273	31.0
6. 各種審議会委員	142	26.9	231	26.3
7. 職場での役職員	188	35.7	369	41.9
8. なし	62	11.8	98	11.1
9. その他	19	3.6	28	3.2

問25 自治会などの地域の役職、議員や審議会等委員などへの女性の進出が進まない原因はどこにあると思われますか。(複数回答)	R7年度 (n=533)	率
1. 女性は指導力が低いというような女性の能力に対する偏見がある	116	21.8
2. 「女性はでしゃばるものではない」という社会意識がある	128	24.0
3. 女性の登用に対する意識や理解が足りない	218	40.9
4. 地域の団体の会長や政策決定の場に出られるような女性の人材がない	138	25.9
5. 男性になるほうがいいと思っている人が多い	151	28.3
6. 女性自身が役職に対する関心や意欲がない	199	37.3
7. 女性は仕事や育児・介護などで忙しく、時間的な余裕がない	265	49.7
8. 男性ばかりの中に女性が入ることへの抵抗感がある	144	27.0
9. その他	24	4.5

## VII 多様な性への配慮について

問26 あなたは、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」について知っていますか。	R7年度 (n=544)	率
1. よく知っている	22	4.0
2. 内容(意味)を少しは知っている	156	28.7
3. 言葉(名称)は知っている	176	32.4
4. 全く知らない	190	34.9

問27 あなたは、八幡平市が「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入したことを知っていましたか。	R7年度 (n=545)	率
1. 知っていた	108	19.8
2. 知らなかった	437	80.2

問28 あなたは、「LGBTQ」という言葉の意味を知っていましたか。	R7年度 (n=544)	率
1. よく知っていた	84	15.4
2. 内容(意味)を少しは知っていた	218	40.1
3. 言葉(名称)は知っていた	131	24.1
4. 全く知らなかった	111	20.4

問29 性的少数者の方への差別や偏見をなくし、多様な性への理解の促進のために何が重要だと思いますか。(複数回答)	R7年度 (n=516)	率
1. いじめや差別を禁止する制度の制定	224	43.4
2. 更衣室やトイレ、制服などの環境の整備	203	39.3
3. 申請書類等の性別記載欄の見直し	95	18.4
4. 市民や企業等への広報・啓発	139	26.9
5. 行政職員や教職員に対する研修の充実	158	30.6
6. 教育現場での児童・生徒への教育	318	61.6
7. 相談窓口の充実	187	36.2
8. その他	30	5.8

## Ⅷ 八幡平市の施策について

問30 本市では審議会への女性登用率を国の計画で示している目標と同じ30%としていますが、どのように考えますか。(複数回答)	R7年度 (n=530)	率	H27年度 (n=902)	率
1. 50%程度は必要である	94	17.7	156	17.3
2. 30%程度でよい	120	22.6	285	31.6
3. 30%に到達しなくてよい	11	2.1	9	1.0
4. 目標設定は必要ない	137	25.8	175	19.4
5. わからない	155	29.2	262	29.0
6. その他	13	2.5	15	1.7

問31 男女共同参画を積極的に進めるために、今後、市(行政)はどのようなことに力をいれるべきだと思いますか。(複数回答)	R7年度 (n=523)	率	H27年度 (n=876)	率
1. 男女平等を目指した制度の策定	172	32.9	254	29.0
2. 市の各種審議会や委員等、政策決定の場への女性の積極的な登用	186	35.6	328	37.4
3. 各地域自治会役員等への女性の登用	106	20.3	189	21.6
4. 各種団体の女性リーダーの育成	160	30.6	244	27.9
5. 職場における育児・介護休業制度の普及啓発と、実際に取得できる環境整備	233	44.6	388	44.3
6. 就労機会確保	122	23.3	250	28.5
7. 女性の経済的自立を図るための職業教育・訓練の充実	110	21.0	218	24.9
8. 公的機関や企業などの重要な役割への女性の登用	92	17.6	167	19.1
9. 女性の就業や社会参加を支援するための子育て支援・介護サービスの充実	220	42.1	455	51.9
10. 学校教育や生涯学習現場などでの教育や学習	123	23.5	171	19.5
11. 男性の家事・育児への参加推進などの、男性の意識を変える取組	197	37.7	273	31.2
12. 隣近所でのしがらみや女性バツ視、性別による役割分担意識の打破	125	23.9	221	25.2
13. 女性センター設置などの女性に対する支援強化	77	14.7	113	12.9
14. L G B T Qなど、多様な性に対する理解の促進	95	18.2		
15 その他	27	5.2	22	2.5

## II 八幡平市男女共同参画計画策定等委員会設置要綱

---

平成 21 年 6 月 1 日告示第 100 号

(設置)

第 1 条 八幡平市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するため、八幡平市男女共同参画計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の見直しに関すること。
- (3) 男女共同参画施策の推進に関すること。
- (4) その他男女共同参画に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、15 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等の推薦による者
- (3) その他男女共同参画計画の策定等のため必要と認められる者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に招集される委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第 7 条 委員には、予算の範囲内で報償金を支給する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、市民部文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年6月15日から施行する。

附 則（平成26年3月26日告示第20号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第60号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日告示第139号）

この告示は、平成29年9月29日から施行する。

附 則（令和2年3月3日告示第23号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日告示第134号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月5日告示第20号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

### Ⅲ 八幡平市男女共同参画計画策定等委員会 委員名簿

任期：令和7年7月24日～令和9年7月23日  
令和8年2月27日現在

No.	役職	氏名	所属団体等	備考
1	委員長	吉野 英岐	岩手県立大学総合政策部 【教授】	学識経験者
2	副委員長	成田 信也	八幡平市PTA連絡協議会 【会長】	関係団体等の推薦による者
3		宮野 千栄	八幡平市商工会女性部 【部長】	関係団体等の推薦による者
4		畑田 寿子	八幡平市婦人会連絡協議会 【事務局長】	関係団体等の推薦による者
5		鈴木 一紀	八幡平市企業懇談会 【副会長代理】	関係団体等の推薦による者
6		安藤 徹	八幡平市社会福祉協議会 【理事】	関係団体等の推薦による者
7		田村 希	八幡平市女性会議	関係団体等の推薦による者
8		遠藤 洋子	八幡平市女性会議	関係団体等の推薦による者
9		小舟 奈津美	八幡平市女性会議	関係団体等の推薦による者
10		田村 泰彦	八幡平市副市長	
11		星 俊也	八幡平市教育委員会教育長	
12		八重樫 恵子	八幡平市女性相談支援員	その他男女共同参画計画の策定等のため必要と認められる者

